

平成24年度第3回江東区外部評価委員会（第2班）

1 日 時 平成24年7月7日（土）
午後1時00分 開会 午後3時50分 閉会

2 場 所 江東区役所7階第74会議室

3 出席者

(1) 委員

藤 枝 聡	牧 瀬 稔
山 口 浩	坂 井 優 子

(2) 関係職員出席者

こども未来部長	渡 辺 広 幸
こども政策課長	石 崎 尚 志
子育て支援課長	田 中 洋 二
保 育 課 長	田 渕 泰 紀
こども政策課庶務係長	藤 本 弘 幸
こども政策課こども施設係長	川 端 弘 一
子育て支援課要保護支援担当係長	山 本 訓 子
保育課指導係長	笠 間 衛
保育課保育係長	山 本 哲 之
保育課入園係長	畑 中 正 道
障害者支援課長	新 井 誠 司
教育委員会事務局次長	押 田 文 子
庶務課長	鈴 木 亨
健康部長(保健所長兼務)	浦 山 京 子
健康部参事(保健予防課長・城東南部保健相談所長事務取扱)	
	鷹 箸 右 子
健康推進課長	中 村 保 夫
生活衛生課長	白 田 淳

城東保健相談所長	尾 本 由美子
深川保健相談所長（深川南部保健相談所長兼務）	田 中 良 明
歯科保健・医療連携担当課長	椎 名 恵 子

(3) 事務局出席者

政 策 経 営 部 長	寺 内 博 英
企 画 課 長	長 島 英 明
財 政 課 長	武 田 正 孝
計画推進担当課長	奥 村 健 治

4 傍聴者数 1名

5 会議次第

1. 開会
2. 施策6「保育サービスの充実」ヒアリング
3. 施策11「地域ぐるみの子育て家庭への支援」ヒアリング
4. 施策24「保健・医療施策の充実」ヒアリング
5. その他
6. 閉会

6 配付資料

- ・席次表（施策6、11、24）
- ・委員名簿
- ・関係職員名簿（施策6、11、24）
- ・施策評価シート（施策6、11、24）
- ・行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート（施策6、11、24）
- ・外部評価シート（施策6、11、24）

午後1時00分 開会

○班長 それでは、ちょうど定刻になりましたので、これから江東区外部評価委員会（第2班）ヒアリング2回目を開会いたしたいと思います。

なお、本日は1名の傍聴の方がおいでになっております。既に傍聴席についておられますので、御承知おきください。

今回の外部評価対象施策は、施策6「保育サービスの充実」、施策11「地域ぐるみの子育て家庭への支援」、施策24「保健・医療施策の充実」の3本であります。

初めにお手元の資料の確認をお願いいたします。席上に配付されております会議次第に配付資料の一覧がございますので、不足がございましたら事務局のほうまでご連絡をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは議題のほうに入ってまいりたいと思いますが、初めに、簡単に自己紹介をお互いにさせていただければと思います。

委員及び出席職員の方々は、名簿の順に各自お名前をおっしゃっていただければというふうに思います。

まず、委員のほうから。私、本日、進行を務めさせていただきます藤枝でございます。よろしくお願いいたします。

○牧瀬委員 牧瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○山口委員 山口です。よろしくお願いいたします。

○坂井委員 坂井と申します。よろしくお願いいたします。

○班長 じゃあ、区側のほうお願いします。

○こども未来部長 それでは、こども未来部長の渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

○こども政策課長 こども政策課長の石崎です。よろしくお願いいたします。

○保育課長 保育課長の田淵です。よろしくお願いいたします。

○庶務係長 こども政策課庶務係長の藤本と申します。よろしくお願いいたします。

○こども施設係長 こども政策課こども施設係長をしております。川端と申します。よろしくお願いいたします。

○指導係長 保育課指導係長の笠間と申します。よろしくお願いいたします。

○保育係長 保育課の保育係長の山本と申します。よろしくお願いいたします。

○入園係長 保育課入園係長の畑中と申します。よろしくお願いいたします。

○班長 どうもありがとうございました。

それでは、早速内容のほうに入ってまいりたいと思います。

初めに、施策6「保育サービスの充実」の現状と課題及び今後の方向性につきまして、ご説明をお願い申し上げます。

○関係職員 それでは、施策6「保育サービスの充実」について、資料に沿ってご説明を申し上げます。

まず1の施策が目指す江東区の姿でございますけれども、保育サービスを質・量ともに十分させて安心して子どもを産み、育てることができるまちにしようというところで、長期計画の主要事業の1つとして位置づけられているところでございます。

次に、2の施策を実現するための取り組みでございます。①として、保育施設の整備と、②として多様な保育サービスの提供の2点を挙げております。

まず①の保育施設の整備ですけれども、地域需要に応じた認可保育所、認証保育所、家庭福祉員等で施設の整備を進めることとしております。

また②の多様な保育サービスの提供では、延長保育等、柔軟なサービスを提供していくこととしております。

次に、3-1、施策に影響を及ぼす環境変化についてでございますけれども、5年前から現在までのところでは、0歳から5歳児の乳幼児人口が毎年増加していると記載してございます。その動向を申し上げますと、区全体の乳幼児人口の増加速度。これは若干鈍化しておりますけれども、地域によって状況が違ってございまして、豊洲出張所管内では、今年お年間400名前後の増加となっております。

一方で、小松橋あるいは大島、南砂出張所管内、この3つの管内では乳幼児人口は減少に転じている地域が出てきております。保育需要と申しますと、景気の動向ですとか共働き家庭の増加、あるいは女性の社会進出によりまして左右されるというところで、なかなか予測が難しいという面がございますけれども、今後も豊洲地区を中心として保育サービスの需要は引き続き高い状況が続くというふうに考えております。

そうしたことから、シートにも記載させていただいておりますけれども、御承知のとおり、この「保育サービスの充実」というテーマでは、国ですとか都、こちらでも重要課題としてございまして、国では、待機児解消のためのさまざまな方策を打ち出してきております。例えば、地域主権改革に伴う保育所等の居室面積基準等の緩和あるいは子ども・子育て新システムの導入。こういった大きな制度改革が、今、まさに審議されているという状

況にございます。

次に、3-2施策に関する区民要望・ニーズの変化についてでございます。働き方の変化ですとか、あるいはキャリア維持あるいは子育てスタイルの変化などを含めまして、保育ニーズの多様化に伴い、延長保育ですとか産休明け保育、一時保育ですとか病児・病後児保育等、より多くの保育サービスのバリエーションが求められているということで、今後、充実・拡充していく必要があるというふうに考えておるところでございます。

少し飛びまして、6の一次評価の(1)現状と課題でございますけれども、ただいま申し上げましたような状況ですので、本区では最優先課題の1つとして積極的に保育施設の整備を続けてきております。記載のとおり、平成19年度から23年度までの5年間、この5年間で認可・認証保育所等を合わせて61施設、3,149名の定員増を図りました。この定員増の実績といいますのは都内でも最も多く、他の区に負けないような形で大分突出した定員整備ということで取り組んできたところでございます。

その結果でございますけれども、少し上の4の施策実現に関する指標の表をごらんいただきたいと思っております。指標25の、保育所待機児童数については、平成22年4月の351名から、24年度までに98名の減少となっておりますけれども、それでもことし4月ではまだ253名の待機児童数ということで、施設を整備しても、それを上回る新たな需要が生じてきておりまして、地域によってはまだまだ整備が必要な状況と考えてございます。

下の指標26、一時保育の利用者数でございます。多様な保育サービスの充実に関する指標として取り入れておりますけれども、平成22年度以降、保育園名で申し上げますと亀戸浅間保育園、それからののめYMCAこども園、それから大島にございます花と鳥保育園、この3園で事業が開始されまして、区内で都合15カ所、定員158名で実施しているということと、なお東日本大震災によりまして避難してきている方々、この中の保育が必要な方の受け皿としても、現在、活用しているところでございます。

次に、5の施策コストの状況でございます。平成23年度予算で見ますと、経費はトータルで198億6,000万円余で、事業費と人件費の比率が2対1となっております。人件費には、区立保育園の職員638名分の人件費が含まれております。江東区の一般会計歳出予算が1,592億円余ですので、トータルベースではおよそ12.4%ということで、区の予算の1割以上の経費を投入しているところになります。保育園の運営には相当な財源が必要になるところでございます。

次に、6の一次評価の(1)に戻りますけれども、待機児童は低年齢児に集中しており

まして、中段に記載のとおり 0歳から2歳までで93.7%。特に1歳児だけで申し上げますと、51.4%を占めてございます。また、地域別では豊洲地区が最も多く、全体の41.1%を占める状況となっております。

課題といたしましては、認証保育所の定員、現在、1,907名でございますけれども、入所者が1,701名ということで空きが206名。入所率で言いますと89.2%となっておりますので、何とかここに待機児童を誘導していく必要があるというふうに考えています。

また、多様な保育サービスを展開しながら区民の保育ニーズに合ったサービスをさらに充実していく必要もあるというふうに考えてございます。

次に、(2)の今後5年間の方向性でございます。区としては、引き続き保育所待機児童の解消のため積極的に施設定員の整備を図ってまいりますけれども、さまざまな手法で施設の整備を図りまして、同時に地域ごとの需要に合わせてきめ細かな保育サービスを提供いたしまして、効果的な施策を実施していきたいということで検討しているところでございます。そのためには、具体的にどのように進めていくかということでございますけれども、行政評価(二次評価)結果への取り組み状況の資料をご覧ください。

こちらの下段のこれまでの取り組み状況についてごらんいただきたいと思います。まず①の保育施設の整備についてでございます。平成23年度には、認可1園、それから認証5園で計338人の定員増を図りました。認証保育所の事業者募集では、特に臨海部では保育所を開く物件がないということで応募できない事例も多いことから、公募時に送迎バスを利用した施設整備を提案していただく取り組みを行いました。

次、②でございます。待機児童とはちょっと離れますけれども、保育施設の改修でございます。こちらは6施設の耐震改修工事の計画を前倒しにするなど安全・安心に向けて着実に推進しているところでございます。

③の1歳児保育への対応策の検討についてでございますが、認証保育所の事業者募集に当たって1歳児の定員を多くするよう、施策的に誘導しているところでございます。

4番目、④ですが、保育施設に対する今後の需要変動の分析と対応策についてでございますけれども、これは大変大きな課題でございます。引き続き需要変動をきめ細かく分析の上、需要のある地域で認証保育所を整備することに努めてまいります。24年度では、待機児の多い地域を中心に10園の整備を予定しているところでございます。

⑤認証保育所の入所率向上のための新たな取り組みでございます。現在のところ、パンフレットを配布するなどの情報提供に努めているところでございますけれども、さらに効

果的な空き定員活用の方法を検討しておりまして、施設長ですとか法人との意見交換を始めているところでございます。

⑥になります。保育サービスの適切な提供と民間活力の積極的な活用につきましては、非定型一時保育ですとか、病児・病後児保育の新規開設ができたことから、大分バランスよく進んできております。また民間活力の活用では、平成22年度からNPOの運営するグループ保育型家庭的保育室とあって、現在、こちらが東雲と豊洲の2施設で事業を実施しております。これらの拡充によりまして、在宅で子育てを行う保護者の支援、多様な保育サービスの提供を充実させてきております。

⑦になります。保育料の見直しについてでございます。3年に一度見直すということが規定されていることから、前回の保育料改定以降、1回、改定の検討を行いましたけれども、その際には改定を見送りました。施策コストの状況でご説明いたしましたけれども、区としても多額の経費を投入している施策でございますので、受益者負担の適正化はその必要性を十分に検討して、今後、また適切に対応していく必要があるというふうに考えてございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○班長 ありがとうございます。

それでは、時間も限られておりますので、早速、内容のほうに入ってまいりたいというふうに思います。

施策の取り組みが施設整備と保育サービスの提供の2つに分かれておりますが、両方も相互に絡む内容でもありますので、質問等についてはアトランダムにさせていただくという形で進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員 少し大きな話から入りたいんですが、5の施策コストの状況というところで、予算と決算実績との乖離が大きい。非常に大きい予算をあずかっている施策ですよ。それで、約22億も未消化となっているんですが、この辺の理由を一度説明をいただきたい。

○班長 未消化の内容の内訳のご説明をお願いいたします。

○関係職員 23年度予算、事業費で131億余、それから決算、速報値なんですけれども、14億円ということで、約17億円ぐらいの差があります。まだ決算は終了していませんけれども、この中のうちの6億円について、新砂保育園が本来であれば本年度の4月1日開所の予定だったんですが、これが大型廃材が出たというようなことがございまして、開所が6月1日、2カ月ほどおくれました。結果として23年度に執行ができなかったということ

で、工事費等の6億円が24年度に引き延ばしになったというような状況がございます。

あと残り11億円ほどは保育費、区の一般会計の中にあるわけですけど、契約差金等ということで認識してございます。

○委員 17億のうち6億が新砂のオープンがおくれたためということで、残りの11億は。

○関係職員 さまざまな契約があるので、その差金分ということで。大まかにはそのような形に。

○委員 例えば、その17億が積み残って、それを含めても23年度の予算と24年度予算は大きく変わらないということと言うと、この施策について、少し内容が減ってきているということなんですか。

○関係職員 具体には、多くが児童福祉建設費のほうの予算が多いんですが、これについては、前年度に比べて計画が大きくふえたというわけではないので、これについては、委員ご指摘のとおりそれほどふえているというわけではない。例えば計画事業で認可保育所ですとか、あるいは認証保育所の整備等で、前年度に比べて多いような場合については大幅にふえる可能性があるんですけども、そういったものがないということで、前年度対比では変わっていない状況でございます。

あともう一つは、先ほどの新砂保育園等でもそうなんですけど、東京都あるいは国等から用地を購入するような場合があるんですけど、そういった場合についても、億単位の用地購入費がかかるんですけど、24年度予算についてはそういったものは計上していません。

○委員 すみません、大変初歩的な質問ですが、まず認可・認証の違いと、家庭福祉員の保育施設の整備を進めるとありますが、家庭福祉員の施設というのが、データで見ると施設としては17あって、定員に対して非常に入所数が少ないですよね。殊さら、ここを項目として挙げているというのは、ここにもっと力を入れるとか、そういう方針なんですかね。今、余裕がありますよね。その辺で、家庭福祉員の施設の整備というのは後回しでもいいんじゃないかなというような印象を持っていたものですから。

○関係職員 1点目の認可・認証の違いですけど、認可保育園というのは国の基準によりまして、これを都道府県知事が認可するものです。これには、施設に職員配置等の基準があるんですけど、そういったものに基づいて認可している保育所ということになります。

この一方で、認可保育所以外、認可外の施設として、東京都独自に認証保育所の制度というのをもうけています。職員の配置基準ですとか、あるいは設備基準は国基準と同じなんですけれども、一部職員配置等について緩和されています。都市型の需要にこたえるよ

うな意味で、認可外ですけれども東京都独自に認証制度というのをつくって認証しているというのが認証保育所ということです。

○関係職員 では、私のほうから家庭福祉員のことでお話しします。

家庭福祉員、かたい名前がついていますけど、いわゆる保育ママさんということです。施設整備というものではなく、保育ママさん、こどもを預かって保育をしたいという人たちを集めてこどもを預かってもらう事業なんです。施設整備という言い方はちょっと語弊があるんですけど、そういった福祉員さんを集めるということになります。

現時点で、昨年の決算で今、15ということですが、保育ママさんをどうしていくかというのは、その自治体によってもちょっと状況は違っていて、江東区の場合、家庭福祉員さんをふやしていきたいんだけど、なかなかふえないという実態があります。これは、例えば集合住宅が多いとか、あと0歳児保育をしっかりとやっているといったことによります。一方、江戸川区は0歳児保育をやっていないので、家庭福祉員さんがすごく多いというような実態があります。

そのかわりというわけではございませんけど、先ほどの説明にもありましたおうち保育園。やはりお母さんとか家庭福祉員さんのお話を聞いている中で、保育ママさんと自分の部屋で1人でこどもを2人見ますよという形なんですけど、おうち保育園というのは、1部屋を借り上げて、そこに複数の保育ママさんのような方がいてこどもを見るという形で、今、そちらのほうにウエートを置いてやっていこうという形で考えておるところでございます。

○委員 同列に書いてあったので。

○関係職員 申しわけございません。

○委員 認可外保育所というのは、江東区で全く管理しなくていいような状況なのか、どういうふうになっているのか知りたいと思ひまして。

○関係職員 それも私のほうからお答えいたします。

今、認可保育園というのは江東区に73あります。それ以外に、認可外と言われるもので区が把握しているものがたしか80施設ぐらいあります。それが、例えば認証保育であったり、グループ保育室であったり、保育ママさんであったりというものです。そうした認可以外の部分、いわゆる認可外の施設は数で言うと80以上はありまして、実際の定員で言うと2%分ぐらいなんですけど、多様な保育サービスを提供していく上で重要なものというふうに考えています。

これらについては、区では毎年立入調査をやったり、区の職員が指導監査という形で中に入ったりしておりますので、全く管理していないということはありません。

あと、保護者向けにも、保護者の負担軽減ということで、認可外につきましても1万円から4万円の保育料の補助を出していますので、基本的に認可と同等の形でやっております。

1点、今、委員がおっしゃったように、いわゆるベビーホテル、江東区でも数カ所あるんですけど、ベビーホテルみたいなものについては区は関与しておりませんが、認可外という部分については、認可と同様の対応をしているということになります。

○委員 ベビーホテル以外の認可外と言われるものの中でも、親がきちんと中を見て選ぶような体制をとらない限り、どういう状況で子どもたちが過ごしているかというのが見えづらかったり、例えばどういう食事が提供されているとか、親がその辺をきちんと把握して預けないと、ちょっとよくないんじゃないかなというのを感じます。

○関係職員 そうですね。一応、直接契約で親も見えていますし、私もたくさん見っていますが、例えば最近ですと放射能の検査とかそういったのもやっておりますし、認可・認可外を問わず、153のそういった保育施設ではいろいろな指導監督やそういった検査というのをやっています。また、最終的に親御さんが、例えば認可ですと定員が100人ぐらいの施設もありますが、そういった中での保育がいいのか、もしくはさっきの保育ママさんみたいなのがいいのかというような話があって、サービスを選択できるようなものとしては大事なものだというふうに考えていますので、区でも直接施設を見て、やっているつもりではおります。

○委員 認可外は、やっぱり一定のスペースのところで、1歳児に食事を食べさせたら、それを片づけて2歳児に食べさせて、片づけてという状況があったりするんですね。そのときに、言葉かけがやっぱりかなり少なくなる。どんどん、さっさと食べなさいみたいな感じで食べさせている状況をちょっと見たんで、本当に限られたスペースで、流れ作業みたいに食べさせるというのは、ちょっと行き過ぎている。別にベビーホテルじゃないんだけど、そういった施設も存在するんじゃないかなと。

○関係職員 例えば0歳児でしたら3.3平米以上というように、基準の面積は保たれていますが、そうした食べさせ方といった実際の運用の仕方という部分については、ちょっとまだ把握していない部分もあります。私が見ている中では、例えばアレルギーを持っている子どもに対しての対応ですとかは、栄養士が巡回して見えていますので、そんなにはひどく

はないかなど。もしそういうお話があれば、個別にお話していただければ、ぜひその辺は改善するようにしていきたいなと思います。

○委員 気になるところがあったんです。

○関係職員 今、申しあげました指導監査を区でやっているというお話なんですけれども、これ、我々の事務の職員ではなくて、保育士、係長になりたてぐらいの、一番いろんなことを承知している係長の保育士3人が、それぞれで認可外をいろいろ見て回っていますので、それは認可外といいながらも区の役割だというふうに私は思っているのですが、そのところに全く区は関与しませんよということではなくて、そのレベルアップを図るのが区の本当の大きな仕事だというふうに理解して、年に何回も訪問していますし、あるいは、今お話ししましたように、今のお話であれば、食事を片づけるのが早いとかということがあれば、すぐにその辺は監査に入って、保育士が伺って、適切な指導をしていくということでレベルアップを図るという状況ですので、区でも大分気にかけてはやっております。

○関係職員 必ず年に3回ぐらいは行きます。実際の権限を持っているところ、東京都のほうでは3年に1回とかですが、我々は年に3回は行っていますので。あと、施設長を集めての全体の会議とかもありますので。

○班長 今、基本的な質問、認可・認可外を問わずというところでお話があったかと思うんですが、ちょっと後でまた戻るかもしれませんが、論点を1回移させていただいて、成果指標にもありますが、待機児童の解消のところではどうでしょうか。

○委員 待機児の解消ということで、26年度の目標が0と。一番下のほうに、今後5年間の施策の取り組みの方向性で、いろいろ施設を整備していく、長期計画の前期期間中に待機児童を解消するというふうに言い切っているんですが、具体的な施策、数、方法とかが見えていないので、この「解消する」と言っている手法というんですかね、何かもう少し具体的にあるんですかね。0にするわけですから、例えば何年度にこうする、こういう計画というのはあるんだろうなというふうに思うんですけれども、そこをちょっとご説明してもらいたい。

○班長 私のほうから若干だけ補足させていただくと、既にご説明の中でもあったんですけれども、要は、認証保育園が一部定員が埋まらない。一方で、認証保育所をまた10カ所整備します。一方で、ニーズはどんどんふえていきますというような幾つかの個別の要因を既にご説明いただいているので、もし関連があるのだとすればその辺も踏まえてお願いできればと思います。

○関係職員 先ほどもご説明させていただきましたけど、待機児解消に向けて長期計画に基づいて認可・認証保育所を定義しているというところでございます。この整備の仕方については、認可については、現状においては大規模マンションが臨海部に整備されてきますので、その中に保育園も一緒に建てて、一緒に整備してくださいというお願いをして事業者にご協力いただいていると。また認証保育所については、先ほどからお話がございませうけれども、本年度も10園を整備する計画というところで、これについては6月の初めから区のホームページで事業者の募集をして、区内の待機児の多い場所あるいは需要が見込めるような場所等をリストアップして、事業者の募集をしているところです。

具体的にどのような場所を選定しているかということで、これについては地区別の定員を区としても確保しているところなんですけど、これ以上に需要が多いようなところ、また、現在、待機児が多い地域からの通勤動線上にあるようなところを、整備地として募集をかけているというところです。これに基づいて、認可及び認証の保育所の整備をしているところです。委員からご指摘のあった整備手法としては、大きく分けてマンションにかかわる認可保育所、それから認証保育所については、事業者が具体の物件を探してきて、そのうえで応募するというようなこととなります。

ただ、臨海部、豊洲地区が中心になるんですけれども、具体の物件がなかなかないというような状況がございまして、今年度については、宅建協会、あと不動産協会さんと協定を結びまして、例えばこういった物件が豊洲三丁目に欲しいんですけど、あったらご紹介してくださいねというようなお願いをして、情報をいただいて、それを区のホームページに同時に載っけてまして、事業者さんが応募しやすいような環境を整備しているというところがございます。保育所のニーズについては先ほどご説明したような保育需要とのかかわりで認証保育所を整備させていただいているところでございます。

○委員 すみません、関連して。そういう施設がどんどんできていく。これは、いわゆる箱物的なものができてくる。それを運営する、あるいは支援するスタッフというんでしょうかね、職員さんというんでしょうか、その方たちを確保する手段、あるいは育成というんでしょうかね、そういうあたりは、どういう計画をお持ちなんですか。

○関係職員 この認証保育所の定義についてのご質問かと思っておりますけれども、これについては、民間の事業者さんを募集させていただいているところでございまして、事業者さんに具体の保育の事業計画を区のほうに出していただきまして、それで審査をさせていただいて、東京都さんのほうに推薦させていただくというような手順になっています。つきま

して、もちろん保育の質が非常に重要なものですから、具体的に、どのように保育士を募集をかけて、実際に育成していくのかということについても、非常に重点を置いて審査をしているという状況です。

ただ、女性の社会進出に伴い、保育需要は全国で非常に高まっていて、国を挙げて待機児解消に取り組んでいるという状況がありまして、なかなか職員の確保は難しいというような状況もあります。これについて、どのように職員を確保していくか、また実際に職員の確保ができたかどうかということも含めて事業者を確認して、またその後、どのような研修体制で質を保って、あるいは向上させていくのかということも、選定段階で聞いております。そういうところで確保しています。

○関係職員 江東区内ですとか23区内ですとか近場で、既にそういった保育の実績があることを申し込みの1つの要件にしておりますので、そういった点では、区のほうでそこに視察に行ったり、現在、どんなふうな形で保育サービスが行われているか、実際に見るのが一番わかりやすいので、そんなところも見ながら、質のいい事業者を選定しているということになります。

○関係職員 ちょっといいですか。認証保育所なんですけど、江東区は、今、55あって、東京都で一番多いんです。入所率で言ったら3割から100%まであって、ニーズとのミスマッチというのが起きているという状況が1つあります。また、質の確保というものの中で、実際に見て、認証保育制度ができてから10年たっていて、やっぱり、その辺はいろいろ動いていっているんですね。55園ある中で、地域的な部分で入所率が低いというものもありますが、入所率が悪いところはそれなりで、スタッフの関係がどうだとか、先ほど委員がちょっと心配されていた給食の話等ですね。魅力的な運営をしているところは基本的には入所率が高かったりしているんですけど、なかなか、その辺、自由に選べるものなので差が出てきてしまっている。

特徴的な保育を出している施設の入所率は伸びていっているんですけど、やっぱり安全・安心の部分、衛生面とかそういう部分から入所率が低い施設もある。それに対しては、ちょっと先ほど認可外保育の話が前半で出ましたけど、そこの中で指導主査が行きましたり、あとは障害児の関係で、職員の派遣や、巡回指導をしたり、あと認証保育所の施設長を集めて、そういう話をしたりして、いろいろ底上げはやっているんですけど、認証保育所は、運営する法人の考え方とすごくかかわってきますので、なかなか一律には上げられない。でも、その努力を引き続きやっていく必要があるかなというふうに思っています。

- 委員 今、ご説明にあった入所率をならずと、ここの施策シートにある入所率89.2%になるということですね。
- 関係職員 そうです。
- 委員 そのことと、ここに待機児を誘導していくということとの関係というのはどうなるのでしょうか。つまり、ある種のユーザー側の選択でこういう結果になっていると。そのことと、定員が空いているところに待機児を誘導していくというところは。
- 関係職員 先ほどの説明にもありましたように、送迎のバスを出すとかいろいろな話があります。また今、運営している施設長ですとか法人さんと意見交換しているんです。やはり認証保育はきちんとした園長会みたいなものがなかったり、法人ごとで考え方が違ってなかなか一枚岩じゃないですけど、今、その辺、状況をヒアリングをしている最中なんですけれども、その中で出てきているものとして、今、認証保育所の空き状況をお母さんが知りたいといっても、わからなかったりする。認可保育園は常時わかるんですけど、認証保育はわからなかったりしている。そういったものについて、まず認証保育所の情報を積極的に出していくような形での環境整備をして、マッチングさせていくというような形を考えたり、また地域によって、定員の変更等は認証保育所は比較的容易にできるので、空いているところを使いながら、待機児解消だとか質の向上を図ってマッチングをしていければなというふうに考えております。
- 班長 そういう手当てをされながら、量もふやして、最終的にはミスマッチが解消されて、待機児童が0に向かっていくというイメージのストーリーでお考えだということですね。
- 委員 関連して、今、人材の確保ということでは、事業者さんをお願いをしていると。質も重要であるわけですね。契約条件の中身で、事故が起きたときの責任というのは、その事業者が全部負うということになるんですか。
- 関係職員 それは認可・認証でしょうか。
- 委員 認証ですかね。認証保育所で、何か事故が起きたときに、それは区の責任じゃないですよ。その契約というのは事業者に任せてやっているわけですよ。
- 関係職員 認証保育所ですから、区は何も任せていません。契約行為もありませんし。
- 委員 認証保育所というのは。
- 関係職員 運営費の補助というのは出しているんですけど。認証は都がしています。
- 委員 都になるんですか。

- 関係職員　　そうです。
- 委員　　そうすると、都の責任は出てくる。
- 関係職員　　ですが、実際、あまり認可、認可外というのは、保護者の視点から言ったら関係ないと思うので、苦情は全部区にきますので、区の保育士ですとかうちの職員が行って指導監督をしたり、そういうことが起きないようにはしています。法律的に純粹に突き詰めていったらどうなのかというと、我々はそんなに権限はありません。最終的には都が認証しているという話ですから。契約も直接契約なので、保護者と認証保育所のほうで直接しています。我々は、補助金を出すために人数がどのくらいかというのは、副次的にはわかるんですけど。
- 委員　　業者を募集して、選びますよね。
- 関係職員　　選ぶんじゃないんですよ。推薦するだけですから。
- 委員　　江東区が推薦する。
- 関係職員　　東京都のほうに推薦をするんですが、簡単に推薦するのではなく、先ほど申し上げたようにきちんとした基準で選定しています。
- 委員　　そうですか。何となく、そういう組織としての責任の所在が不明確な印象を持っていたものですかね。
- 関係職員　　そうですね。自治体によっては、認可外については関係ないというところもあります。結局、区が補助金を出すだけだというふうな考え方を持っているところもあるというふうに聞いていますけど、今の江東区のスタンスは、認可・認可外は関係なしに、江東区の保育サービスという中で積極的に関与しているところです。
- 委員がおっしゃったように、さっき事業者の話をしましたけど、制度的な部分でいろいろ問題はあるのかなと思っています。
- 委員　　このテーマで言うと、全体に推進するスタッフが少ないという印象を持っているんですよ。だから、どんどん実際に仕事をする人たちをふやさないといけないんだろうけど、それはどこがふやすのかなというと、事業者ということなんですね。それで納得したんです。
- 関係職員　　認可外の話で見ても、区側のスタッフもそうだし、現場の保育士のスタッフもそうですけど、保育士は法令の基準の数でやっていますが、実際、アレルギーがあったり、要支援のこどもがいたりして、それじゃなかなかおさまらない。でも基準でという話がある。それは、我々もいつも自問自答しながらやっているんですけども。

○班長 今、個別の質問になりましたけれども、待機児童関係のところは一連のご質問をさせていただいたということで、また後で戻るかもしれませんが、次に多様な保育サービスの充実ということで、幾つか質問させていただきたいと思います。

○委員 今、保育園でも夕食を出すという状況がどんどん出てきていると思うんです。今、9時ぐらいまでこどもを預かるような状況になっていると思うんですけど、保育士さん、すごく若いのでおなかすいているという感じが見えてくるんですよ。補食といって、6時台に軽くせんべいとかビスケットが出るんですけど、その程度でも、保育士さんにも何か食べさせてあげたいなと、私の視点から見たらちょっと思っています。

その後、夕食ですから、補食で終わる子と、補食を食べないで夕食を食べる子がいるわけですが、保育士さんも、例えば夕食を食べたいと言えば有料でそれを提供するとか、例えば補食だけだったら、大したことはないです。補食ぐらい保育士さんに食べさせてあげるような、そんなちょっとした気持ちだけでも、何かちょっとゆとりにつながるかなというふうに見えるので、その辺、やっていただいたほうがいいのかなど。

○関係職員 まず、これは区立も私立もそうなんですけど、給食というのは事業者が提供しています。それぞれお弁当を持ってきているので、区から提供している食事はありません。保育士、働いている人たちには補食というものはないんですけど、実態として、今、仮に8時半まで保育をするところがあって、9時ぐらいまでいる場合、その人たちの勤務形態を見ていると、大体、お昼ぐらいいに来る等、ずれ勤でやっているところが多いと理解しています。朝の8時から夜の8時までいる人はほとんどいないですし、その辺は、労基法等々の関係でちゃんとやっていると思っているんですね。

○委員 ローテーションなんだろうけど、ちょっとやっぱり保育士さん、みんな若いので「おなかすいたな」と言っているような感じを見受けるので、ちょっとその気持ち、そのぐらいのはあってもいいかなとちょっと思います。

○関係職員 正式に区からというのは、多分、無理なんです。私も行っていろんな意見交換をしている中で、例えば休憩できるスペースはちゃんとあるのかとか、そういうのは見えています。

○委員 あくまでも、遅番の人はこどもと一緒に補食の状況を見ていて、補食の子は補食を食べさせて、それから、今度、夕食を食べる子は夕食の状況を今度また。遅番の人はこどもを見ている状況です。

○関係職員 現実的に、遅い時間になると、例えば保育士と非常勤とかそういう二、三人

で見えています。その中で、例えばその場を離れて食事をとるということは、もう1人つ
けなくちゃいけない。それは、多分、現実的に厳しいのかなと。

○委員　　そういうことではなくて、補食も子どもと一緒にの状況で、補食をながめている状
況で、夕食も子どもと一緒にいる、遅番の人は子どもと一緒にいて、夕食をながめている。
補食も子どもの様子を見ている、そういう人たちですよ。遅番の方は。別のところにいる
わけじゃない。その子どもの状況を見ている人です。だから、補食も若い保育士さんに提
供してあげてもいいかなと。

○関係職員　　要は、子どもたちと一緒に食べるということですか。

○委員　　補食ぐらいはいいんじゃないかなと思って。

○関係職員　　その食べる食事のお金、その保育士さんが払うんでしたら多分できるでしょ
うけど。

○委員　　補食だったら、多分、おせんべいが2枚とかビスケット2枚。大したことないん
です。

○事務局　　委員、あまり個別的な質問は。施策評価ということですので、よろしくお願
いします。

○委員　　何か状況をわかっていらっしゃっていないみたいなので、ちょっとお話ししたか
ったのはそういうことです。

○班長　　今、かなり個別具体的なお話ではあったんですけども、恐らくその認証保育所と
いったときに、多分、ものすごいいろいろなことが、延長保育という中でも起こっている
中で、先ほどのご説明とも絡むんですけども、どこまで区として現場とコミュニケーション
をとったりするかとか、そういう関連の中で恐らく、もし関連づけて情報等をとれる
ようであればというような位置づけでお聞きいただければいいのかなというふうに思っ
ています。

○委員　　やっぱり延長保育の部分にも資格がある人を置きたいという傾向にあるんですか。

○関係職員　　保育士は必ず1名はおります。

○委員　　例えば、前も区立の保育園で、ずっと延長の時間だけ、週6日ぐらいで保育士の
募集をずっとしていましたよね。今は民間委託化されていますが、そういう形でも、資格の
ある人を募集していると思うんです、その部分では。資格がある人というふうに保育園側
は募集しているみたいなんですね。それは、資格のある方にとってはうれしいんだけど
も、その時間帯に補えるのかなとか、その資格のある人を求めても必ずその需要と

供給のバランスがとれるのか、ちょっとその心配を思っ

○関係職員 それは、私立の認可園で運営している事業者の考え方もありますが、例えば区立園でもそうですけど、保育士が1人いて、あとは非常勤と臨時職員とで、一応、3人体制がとれるようにはやっています。その非常勤、保育士だったらそれはいいんですけど、今、やはりご案内のとおり保育士さんは引っ張りだこであったり、その一部のための保育士さんというのはなかなかないということもあるので、例えば民間事業者も保育士を募集して、応募がなければ多分、普通の職員を張りつけてやっていくのかなとは思っています。そこは、もう民の話なので。

○委員 そうすると、そういう資格のある人がいなかったら職員の負担がかかってきちゃうのか、それともかわりに園長がやるような形になっていっちゃうのかな。

○関係職員 必ず1人は保育士がいますから、園長なのか主任なのか担任なのかはわかりませんが、それは施設によります。

○委員 その決まりはあるんですか。その時間帯に資格のある人が何人いなければならぬか。

○関係職員 1人です。

○委員 1人だけでいいんですか、その時間帯に資格がある人は。

○関係職員 はい。

○委員 そういうふうになっているんですか。

○関係職員 はい、そうです。

○委員 もっと計算的に必要なのかなと思っていました。

○関係職員 定員が20人でも毎回20人園児がいるわけじゃない。10人とか5人とかという場合もありますし。それは、やはり各園、それぞれの考えを尊重してでやってもらっています。

○委員 保育士が1人いれば、そうしたらあとは、パートの人、無資格でもいいということになるんですか。

○関係職員 そうです。

○委員 2点あって、まず1点は、こちら、施策が目指す江東区の姿を見ると、保育施設が十分整備されているとともに——これは手段ですよ。これが2の①になるわけです。次は、多様な保育サービスが提供され。これも手段ですよ。これが2の②になるわけです。結果として、安心して子どもを産むというのが目的なんですよ。もう一つが、安心し

てこどもを育てるとというのが目的なんですね。

この目的は一体どうなったのということなんです。担当課さんの的に達成したのかしていないのかということですね。これは、ここからは見てとれないわけです。手段は、成果指標でわかるんですけども、じゃあ、目的はどうなったのという。できませんでしたとは言っていないと思うんですけども、一応、担当課さんのご意見はどうなのかなということですね。また、特に目的の部分に関して言うと、多分、できたと言うと思うんですけど、その根拠、数値的な根拠があれば教えていただきたいと思うのが1点目になります。

○関係職員 1点目、整備と関係するもの。もう一つは、多様な保育ということで、これは逆に言うと質の面かなというふうに考えています。

先ほどご説明させていただいていますように、整備については、待機児童、依然として253名ということで、需要に対して定員が追いついていない、また地域的なバランスもありますけど、26年の4月に向けて待機児の解消を目指していくという状況になります。

また多様な保育サービスの充実につきましては、延長保育も含めて今後まだ都市型の保育に不十分な点がありますので、これについても十分に検討していきたい、整理していきたいというふうな考えでおるというところがございます。

○委員 となると、つまり目的である安心してこどもを育てる、あるいは産むというのがまだ不十分。

○関係職員 不十分というか、目指してまいります。

○委員 これからということなんですね。わかりました。

すみません、あともう1点、どうでもいいことなんですけれども、こちら、何個か係があるんですけども、係長のうち女性は何名いらっしゃるんですか。

○関係職員 部全体ですか。

○委員 全体で。課長さんは3つ課があって、3人とも男性。

○関係職員 そうです。

○関係職員 係長級の指導主査というのが3人いて、それが保育課にあります。

○委員 わかりました。若干女性がいたほうが、こども未来部なので。私のほうは以上です。

○関係職員 ちょっと1点だけ補足しておきたいんですけども、待機児数について、4月1日で、私の説明で、先ほども253名というお話をさせていただいていますけれども、冒頭に出ました新砂保育園というのが、4月に開園予定だったのが、がれきが埋まっていた

ということで開園が2カ月おくれました。新砂保育園の定員は80数名なんですけれども、ほかの保育園から転出したとか、いろいろその辺を精査すると、新砂保育園が4月に開園していたら、大体、253名の待機児童が224名になるだろうと。そのぐらいの効果が新砂保育園の整備によってあるだろうと、おきかえられないことはないというふうに理解しています。その辺は、少し進んでいるのかなと。

○委員 現在進行形で改善していると。

○関係職員 そうですね。本来ならば4月開園でしたので。

○班長 ありがとうございます。

○委員 すみません、3-1の今後5年間の予測のところ、一番下のところで子ども・子育て新システムの関連法案が検討されているんだということで、成立した場合、対応を検討するということですが、この原案というんですかね、新法案というのは相当大幅な改定になるんですか。大きい予算を持っている部なので、その辺はどうなんですかね。今、ずっとこういう施策をやっていますよね。その施策が大幅に変わってくるような法案の改正になるのか、そこらあたりを教えてください。見通しですね。

○関係職員 3党合意によって衆院を通過して、一説によると8月の10日前後に採決できるんじゃないかということで、参院でも一定の審議時間が必要だということが、一部、新聞でも言われておるところです。これについては、新システム案を見ましたけれども、大きくは変わってはいないかなというところで認識しています。

総合こども園については、これまでの認定こども園を拡充するという方向で変わりました。保育所は総合こども園のほうに10年程度で移行するということが言われていたんですが、これは撤回されたというところがあります。

ただ今後、国が5%消費税を上げて、この税収のうちの7,000億円については保育分野に回して、質と量を確保するということになっています。そういった中で、7,000億円のうち4,000億円については量を確保する、3,000億円については質を確保すると言われていて、4,000億円で保育所あるいは幼稚園、それから認定こども園の量を拡充するという方針になっていますので、今後、国のもっと細かい動向を見ていかないとわかりませんが、女性が必要性に応じて十分に働けるように、消費税増税とともに施設面も含めて、今後、拡充していく方向が打ち出されていますので、区としても量も質も確保していく、これは全国共通の課題であるというふうに考えております。

○委員 基本路線は変わらないということですね。

○関係職員　総合こども園という法案があったんですが、それが通ってしまうとかなり変えるところが出てくるので、大分我々も注意深く見ていたんですけども、そこは廃案になったということで、今ある認定こども園制度の拡充・充実というふうに言っていますから、大まかに言うとそんなふうに、国で予算をつけると言っていますので、国のほうから財源が得られるところがあれば、江東区としても積極的にその制度を活用して、それで保育の質の向上と充実を図っていききたいというふうに思っています。その辺、こういったところにどういうふうにその制度を使えるか、まだ我々も新聞情報程度しかないものですから、きちんと通知が来たところで、我々も研究して、なるべく区民のためにいろいろなことを充実できるような形で考えていきたいと思っています。

○委員　ありがとうございました。

○班長　すみません、時間が超過いたしました。取りまとめということは、この場ではあえてせずに、また外部評価シートでフィードバックさせていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願います。

それでは、「施策6」のヒアリングは以上で終了したいと思います。

では、関係職員の入れかえがございますので、委員の方はそのままお待ちください。

(休 憩)

○班長　それでは、再開いたします。

なお、区の職員の方の入れかえがございましたので、改めまして、午前中、ご参加いただいた方もいらっしゃると思いますが、簡単に名前だけ自己紹介をお互いにさせていただければというふうに思います。

そうしましたら、まず委員のほう、改めまして私、進行を務めさせていただきます藤枝でございます。よろしくお願いいたします。

○牧瀬委員　牧瀬でございます。よろしくお願いいたします。

○山口委員　山口と申します。よろしくお願いいたします。

○坂井委員　坂井と申します。よろしくお願いいたします。

○班長　区の職員の方は、後半から来られた方のみご紹介ください。

○子育て支援課長　子育て支援課長を務めております田中と申します。よろしくお願いいたします。

○障害者支援課長　障害者支援課長の新井と申します。よろしくお願いいたします。

○要保護支援担当係長　子育て支援課要保護支援担当係長の山本と申します。

○班長 どうもありがとうございました。

それでは、早速内容に入ってまいりたいと思います。まず、先ほどと同じように、今度は施策の11番につきまして現状と課題、方向性についてご説明をお願いします。

○関係職員 それでは、私のほうから施策の11「地域ぐるみの子育て家庭への支援」についてご説明いたします。

この施策は、今、紹介にもありましたようにこども未来部と福祉部と、それから教育委員会で実施している施策ですので、3つの部にまたがるので少し長くなりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

まず1の施策が目指す江東区の姿でございます。地域全体で子育て家庭を支える仕組みを築いて、親とこどもが安心して暮らせるまちにしようという内容でございます。

次に、2の施策を実現するための取り組みとして、児童虐待防止対策の推進と、地域・家庭における教育力の向上の2点を挙げてございます。

まず①の児童虐待防止対策の推進は、児童虐待防止と早期発見につながるよう関係機関と地域の連携体制を充実・強化するとともに、啓発活動等に取り組んでいっているものでございます。

②の地域・家庭における教育力の向上では、家庭教育に関する講座や相談事業等の実施に関して、地域の活動を積極的に支援するものでございます。

次に3-1の施策に影響を及ぼす環境変化についてでございます。5年前から現在までのところでは、虐待に関しましては、平成18年5月に区の児童虐待窓口を設置して以来、順次、地域や都区の連携を進めるための基礎づくりを行ってまいりました。この間、平成22年1月の近隣区における虐待死亡事件などから、住民の関心ですとか関係者の危機感も高まってきているという状況にあります。

家庭教育支援の関係におきましては、教育基本法によって施策を推進する根拠が位置づけられてきた経過を記載しております。

さらには社会状況の面で、臨海地域などマンションへの転入世帯が急増している地域において、地域コミュニティの支援力を超える局面が出てきているとの問題意識を持っているところでございます。

今後5年間の予測ですけれども、児童虐待につきましては社会的関心を背景に普及啓発の効果もありまして、当面、相談対応件数の増加傾向が続き、区市町村への期待が高まるというふうに考えてございます。また関係機関との連携は、より一層推進する必要がある

とも考えてございます。

家庭教育関係では、仕事で忙しく子育てに時間を割けない家庭、孤立し多様な困難を抱える家庭が増加するという予測でございます。地域・家庭の教育力の低下の結果として、生活習慣の乱れ、身体機能の低下、心理不安の増大などの問題を抱えるこどもがふえて問題が深刻化し、家庭、学校、地域の連携、社会全体による教育力の向上、家庭教育支援の必要性が高まるとの予測をしてございます。

次に3-2施策に関する区民要望・ニーズの変化についてでございます。5年前から現在までのところでは、江東区における児童虐待相談対応件数は、平成19年度には358件でございましたけれども、平成23年度には405件となり増加傾向にあります。通告のあったケースでは、できる限りスピーディーに状況の把握に努め、児童相談所送致の必要性の判断等、方針を検討し対処してきております。

家庭教育学級事業については参加者が平成19年度以降毎年ふえております。これは、幼小中に加え保育園の保護者も対象としたことなどによるものでございます。また、初婚年齢の高齢化、第1子出産年齢の高齢化、就業率の向上などにより、学習者の学習ニーズが多様化、個別具体化しているという分析をしてございます。

今後5年間の予測でございますけれども、児童虐待では、命にもかかわるこどもへの重大な影響を考えると、適切な状況判断と速やかな対応を基本といたしまして、児童相談所等との連携を一層強化するとともに、対応力の強化・充実が必要であると考えております。

また、こどもの養育が困難な家庭に対する実情に即した効果的な支援ニーズが増大していくというふうにも見ております。

また、各保育施設、教育機関は、こどもの日常の変化を日ごろから見ておりますので、虐待を未然に防ぐためのさらなる協力体制確立が強く求められてくると考えております。

家庭教育関係でございますけれども、子育て等の情報はインターネットなどで取得できますけれども、不確実なものも多いため、確かな理解のスキル、基礎的生活習慣が身につく学習機会が必要になっているとの認識でございます。

次に、4の施策実現に関する指標でございます。指標42では、児童虐待相談対応の年間件数について、この表には記載してございませんけれども、平成19年が358件でして、22年度は437件となっております。これは、近隣区における事件の影響かと考えてございますけれども、23年度も405件と高い相談件数となっております。

指標43虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合については、22年度で43.8%、23年度で47.2%と社会的な関心の向上とともに伸びてきておりますけれども、区報やホームページ等の活用を初め今後とも一層啓発の取り組みが必要と考えてございます。

指標44地域と連携した家庭教育講座の年間延べ参加者数は年々伸びて、平成23年度は2,413名で、累計の目標を上回る数値となっております。

次に5の施策コストの状況の表でございます。平成24年度予算で見ますと、経費はトータルで1億600万円余。23年度予算に比べますと、人件費の金額を中心に伸びております。これは、子育て支援課において子育てスタート支援事業、こども家庭支援士訪問事業の新規事業開始ですとか、教育委員会において家庭教育学級事業への取り組みを見直したことに伴うものでございます。

次に、6の一次評価、(1)施策における現状と課題でございます。

児童、家庭の問題が複雑になりまして、虐待相談件数の増加とともに即時保護を要するケースも増加するなど深刻な状況と考えております。したがって、連携を深めてきた児童相談所ですとか子ども家庭支援センターを中心に医師会を含めた関係機関との連携をさらに深めまして、マニュアルの策定等、その効果的な運用について取り組みを一層進めていく予定でございます。

また、平成21年度に開始いたしましたこどもショートステイ事業を初めとした各新規事業の取り組みについて、地域ネットワークの中でさらに充実させまして、要支援家庭への適切な援助と見守りの担い手となるよう取り組んでいく必要があると考えてございます。

具体的には、(2)の今後5年間の施策の取り組みの方向性にありますように、要保護児童対策地域協議会の関係者間の連携をさらに強めまして、虐待予防の取り組みを強化してまいります。

また、養育困難な家庭を支援する事業により、虐待の未然防止や虐待を受けたこどものケア、さらには再発防止や家族関係の修復に努めるなど、ニーズに応じた支援事業を始めておりますので、それらの一層の向上に努めていきたいと考えております。

家庭教育に関しましては、都市化、核家族化等により、地域や近親者からの支援が得にくく孤立しがちな家庭が増加していることや、社会全体の教育力の低下が指摘されている現状がありまして、こどもの健やかな成長を支える家庭教育を充実させていくためには、地域の特性ですとか親の就業状況に対応し、きめ細かく学習機会を提供していくことが重要であると認識しております。そのために対象を拡大し、PTAや地域人材との積極的な

連携を図っていくなど、取り組みを充実させていく方向性でございます。

続いて行政評価（二次評価）結果への取り組み状況をお願いします。右側のこれまでの取り組み状況についての①でございます。①の児童虐待防止の推進についてでございますけれども、子ども家庭支援センターと区の要保護支援担当は、まず第一に個々の相談への対応とケースワークを担ってきております。南砂子ども家庭支援センターを支援サービスの調整と虐待通告の一時的窓口として位置づけまして、その一方で区の要保護支援担当、係長級でございますが、要保護支援対策協議会の調整機関として、支援センターにおけるケースワークを総括する分担としております。その上で、今年度より双方を専用のオンラインネットワークで結びまして、双方のケース管理を一元化することで、迅速性と組織的な対応力の向上を図っております。

次に②地域・家庭における教育力の向上に向けた区の取り組みについてですが、こちらに記載しておりますように、家庭の教育力の基本となる部分について学ぶ機会を持たない親がふえているため、その学びの場を提供することを家庭教育学級事業の目的としております。こどもの発達段階別、学校段階別などのきめ細かな運営によりまして、一層高い効果を上げているところと考えております。

最後に③地域・家庭教育に関する既存事業の整理・見直しについてでございます。事業の見直しとして、平成22年度に幼児を持つ親の自主グループ交流会を廃止し、平成23年度には社会教育指導員の雇用を見送るとともに、一時保育の委託を行いました。

その一方、新たな取り組みといたしまして、小・中学生の親の家庭教育学級の開設、保護者の自主企画による地区家庭教育学級開設対象枠の拡大などを行った上で、さらにこちらに記載しているようなさまざまな地域の団体との連携を深めているという内容でございます。

少し長くなりましたけれども、ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○班長 ありがとうございました。

それでは、早速内容に入っていきたいと思いますが、こちらの11番の施策は、施策評価シートにもありますとおり、1番の児童虐待防止対策の取り組みと、あと2番の地域・家庭における教育力の向上。これはより予防的な側面というか、教育的な部分でという位置づけであろうかというふうに理解しております。

なので、ここでの質問については、多少、形式的に1番、2番というような区切りを意識しながら進めたいというふうに思っておりますけれども、最初にその前段の話としての

質問ということで。

○委員 3点あるんですけども、まず1点目が、施策が目指す江東区の姿という部分で、「地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれ」とあるんですけども、仕組みはどういうものかというのが、まず1点目です。

2点目が、4ですね。施策実現に関する指標ということで、42児童虐待相談対応件数と書いてあるんですが、これ、児童虐待件数であれば、減ったほうが絶対いいわけですよ。ただ、これ、相談対応件数ですから、例えばふえたということは、潜在ケースを引き出したわけですよ、啓蒙活動によって。だから、グッドになるわけですよ。そう言うこともできますし、逆に減ると書いた場合は、虐待が減ったからグッドなわけですね。これは、両方グッドになっちゃうわけです。この26年の目標値がバーになっているのは、だから書いていないのかどうかということですね。担当課としてはどっちがいいのかということですね。減ったほうがいいのか、ふえたほうがいいのかという、その辺をお聞きしたいです。

あと3点目が、施策が目指す江東区の姿に戻るんですが、「仕組みが築かれ」が手段ですので、結果的に目的、親と子どもが安心して暮らしているんだろうかということですね。この部分はどなのということですね。いわゆる手段ができなくても目的が達せられれば問題ないところがあるんですね。目的が達成されれば。この今の現状で、果たして江東区において親と子どもは安心して暮らしているのかどうか、そういう指標はどこから持ってこれるのかという、この3点になります。

あとは、若干文字が多いなと思ったんですけども、3部門入っていますので、だからこれだけ出ちゃったんですね。異様に多いなという感じがあって、なかなか読みづらいなと思ったんですけども、それが1点です。

いずれにしても、この3点を教えていただければと思います。

○関係職員 まず1点目の地域全体で子育て家庭を支える仕組みということなんですけれども、私どもで23年度に開始しました新規事業で、児童家庭支援士の派遣事業というのがございます。これは、ボランティアベースで、子育てについて親御さんに対する関与あるいは子どもに対する関与について一定のスキルが期待できる方々に、さらなる専門的な対応能力を培っていただくための講習を受けていただいた上で、子ども家庭支援センターに通告があり、扱っているケースについて、派遣をして、お子さんと一緒に過ごす時間を持つというものです。虐待を行っている親のほうに直接かかわってその世帯の改善を目指すということは非常に時間もかかり難しいので、これについてはもちろん区の常勤の職員等

で対応しながらケースワークをしているんですけれども、こどもの成長過程での心理的な成長阻害を極力避けるよう、普通の暮らしをしている大人と一緒に過ごす時間を持つことで、こどもたちの心を開いて、常識的な人間関係というものに対する期待とコミュニケーション能力を開いていきたいというようなことを目指しています。

これは、この事業のさらに先に、そのようなことが専門家でなく、かつてあったようにまちの中で、困っているこどもに対して地域の中で「どうしたの」と、例えば、夜遅くに、普通、こどもが1人で歩いている時間じゃないときにこどもが歩いていたりすると、それを見とがめてどうしたか聞いてあげる、またきちんと面倒を見ていない親御さんがいたならば、「こんな時間に1人にしといたらだめじゃないか」と、そんな一言もかけてあげられるような、今、まちの中にそういう部分が相当欠けているので、そういう見守りのできるまち、そういったものにつないでいきたいなど、そういう目論見を持っています。こどもの現状を救うこととともに、まちの中の見守りのあり方、そういうことが現にイメージできるような体制に持っていきたいと思っています。

23年度から児童家庭支援士の養成を初め、23年度は2世帯3人のお子さんに派遣しましたが、今年度に入りまして1世帯ふえて3世帯で4人のお子さんに、その児童家庭支援士がかかわっている状況です。まだ絶対数、数としては少ないですけれども、まずそういう方向性を重要視して、そのほかにも、今後、今申し上げたようなまちの中での、現にこどもたちが日常生活を送っている空間の中で、身近なところでの見守りを何とかして育んでいきたいというふうに考えております。それが「地域全体で子育て家庭を支える」ということです。また、児童家庭支援士はこどもにダイレクトにというのが主になりますけれども、同じように子育てに困って、だけれどもマンションの一室からなかなか出てこれないような親御さんに対して、子育てについて悩みを聞いたり、そういうことができるシステムというものも今後考えていかなければいけないなというふうに思っているところでございます。

次に、相談対応件数について、プラスがいいのかマイナスがいいのかという点でございますけれども、これは先ほどの全体的な説明で申し上げましたように、平成23年度、407件で高どまりであるということなんですけれども、平成22年に数字が大きくなっております。これは、平成22年1月に近隣区でこどもの虐待死亡事件があつて、7月には大阪で2人の小さなこどもを放置して死に至らしめた事件がございました。このように、22年は新聞の社会面を大きく占めるようなこどもの虐待事件がございまして、我々の啓発ということ

ではなくて、そういう社会的な事件の結果、関心が高まったというような特徴的な年でございましたので、非常に大きな数字が出ました。

これが、今回、23年度で405件、少し低くなったわけでございますけれども、ある意味で、いい悪いの価値判断は別にしまして、この400件前後のところで一たん数字はある程度は落ち着くのかなと。それで、私どもの相談体制、啓発の効果に基づいて利用は伸びていっているというふうに、伸び方の中身を我々は個々具体的にある程度分析することができますから、それによってプラスとして評価していくのか、あるいは数字が減ることが我々の啓発の効果を得られていないということで見えていくのかということになります。ただ、人口の増と虐待を、特に新たに起こっている傾向の虐待が急激な伸びを示していますので、実態としては、ケースはふえていくんだろうと思っています。これは、東京都も同じような認識を持っております。その意味では、数字が減る方向に動くということは、恐らく起こらない。

○委員 区としてはどっちなんですかね。それだけなんです、知りたいのは。

○関係職員 ですから、相談件数としては、スキャンダラスな事件で大きくなったものが400件前後で、その伸び方のぐあいが高どまり、今落ち着き始めてはいる。だけれども、実態としては、要するに事実、そういう相談をする実態はふえているはずであると思っています。

○委員 ということは、減ったほうがいいことなんですかね。

○関係職員 区としては、ここは、本当は、0が一番いいんです。こんなことはなければいいわけですから0がいいんですけれども、そういうことはないだろうということで考えますと、やっぱり伸びるのがいいのかというと、そうも断じては言えない部分があるので、問題は中身だというふうに見ています。この件数は、相談ですから、その中身によって、深刻な事例が少なくなってきたというんですかね、軽度になってきたとか、そういう判断になってこようかと思しますので、この数字をみただけで実績が上がった、下がったというところは、数字だけではちょっと見られないと考えています。

○委員 やっぱり指標を児童虐待件数としたらまずいですか。相談対応ではなくて。

○関係職員 虐待かどうかは相談の中身によりますから、相談を受けたものについてはこちらのほうにカウントしていますから、一概に虐待件数と言えない部分があるので相談件数とさせていただきます。

○委員 ただ、こういう指標があると、住民はどっちなのかと思うと思うんですね。であ

るならば、「相談対応」を除いちゃったほうが、件数にしちゃえば、これは絶対減ったほうがいいわけであって、かなりクリアになるなど。

○関係職員　そうですね。2つの数字を持っていて、出す数字としては虐待件数としてもそれはおかしくないかもしれない。それは、検討させていただきます。

それから、3点目の親子が安心して暮らしているかということなんですけれども、この指標は非常に難しいと。これは、例えばアンケートをとるとか、そういったことで新たな手法で調査をかけないと、その辺のところの数字というのは出せないという。ちょっと難しいご質問かなと思います。

○委員　今、委員からの質問にご回答いただいたんですけども、1点目のところ、詳しくご説明いただいたのでちょっと整理させていただいて、要は、施策の現状と課題のところに記載があるんですけども、専門的な対応力と見守りに関する地域ネットワークを要件とする仕組みだというふうに理解していて、専門的な対応力というのはここで言う何になりますか。医師会との連携……。家庭支援士、その専門的な対応力を構成している要素というのは、今、申し上げたこととに加えて何かありますか。

○関係職員　児童福祉法に基づいて、各自治体で要保護支援協議会というものを持ってございます。その要保護支援協議会というのは、こどもにかかわるあらゆる関係機関の人間が参集いたしまして、その虐待に対する対応のネットワークづくりの基礎をつくっております。学校、保健所、あるいは警察、そういったところと、一番大きいのは都道府県で設置をしております児童相談所でございます。

児童相談所と私どもの子ども家庭支援センターの大きな違いは、重篤なケースについて、例えば親権の停止ですとか、ひどい虐待を行っていて民法上の処置が必要なときにそういう権限を持っているかどうかということですね。それとあわせて、そういう重篤ケースに対する権力行政的な力だけではなくて、児童心理の専門家の配置。私どもも非常勤で児童心理の専門家を今年度から配置しているところですけども、先ほど申し上げましたような児童家庭支援士というのは、ちょうどそういう専門機関との間にあると。私ども、子ども家庭支援センターが家庭支援士を派遣する家庭に対してケースワークをしながら、家庭支援士がこどもたちに対応していくというような形になっております。

○班長　今、児童虐待防止対策のほうの話で、その辺、実はかなり出ていたんですが、ほかにかがででしょうか。

○委員　細かいですが、1つは、施策の指標42番、この相談対応件数というのは、1点は

だれから相談が来るのかという、まずそこを。

○関係職員 私どもの区のほうにございます相談につきましては、まず一番多いのは第三者である近隣の方。その次が保育園。具体的に申し上げますと、23年度で近隣の方からが34件。それから保育園・保育所が31件。それから小学校が32件ですね。この3つが他に比べて非常に大きくて、そのほかに家族や親戚が15件。あるいは、江東区の場合、医療機関との連携が非常にうまくいっているんですけども、医療機関が13件。医療機関は重篤なケースのケースが多く、区にではなくて直接児童相談所のほうに通告をされるというケースもございます。

○委員 わかりました。じゃあ、次の質問を。相談をして、当然それを記録しますよね。それで、その記録をフォローする仕組みというのがありますか。例えば、簡単に言えば4月1日に相談があったと。じゃあ半年後に、その後、どうなったかフォローしようと。あるいは、その対応について第三者がチェックする機能というのはあるのかどうか。こちらあたりを、要するに従来の感覚で、これは大丈夫だろうと置いて放置して、それで半年後、1年後に問題が発生した場合に、それはその仕組みができていないからそうなったのかというふうになってしまうじゃないですか。その牽制機能があるのかどうかというのを伺いたいんですが。

○関係職員 相談・通告があった場合に、私どもで対処していくべき内容のものであるということになるケースが、ほぼ90%、9割あります。相談があった場合、通告があった場合は、現状、虐待の実態があるのかどうかといったことについて、私ども職員が直接それを確認にまいります。そしてそのケースの台帳をつくって、そのケースの重篤度と申しますか、見守りの必要度に応じてですけども、ケース会議を定期的に持っています。その中で、例えば児童相談所の専門性の高いフォロー、サポートが必要だと判断されたものについては、制度上、援助要請ということで児童相談所、本区の場合、墨田児童相談所に援助要請というものをを行います。その援助要請というのをを行うときには、これは東京都と区市町村との間の取り決めで東京ルールというものがございまして、忙しさに紛れて担当者のメモとかで過ごしてしまうこのとのないよう、援助要請については必ず文書で行うこととなっています。こうすると記録が残るということで、例えばAさんというお宅のB子ちゃんというこどものケースについて一たん台帳がつくられて、そのフォローが始まると、それは関係機関の中で相互のチェックが働きます。児童相談所に先に相談が行って、江東区のケースということで私どものほうに情報提供があったものについても、私どものほう

から児童相談所がどんなふうに扱っているかということを定期的にチェックをかけていく
ということはやっております。

○委員 わかりました。要するに、そのチェックが効いているから見逃しというのはない
という理解で。

○関係職員 ないようにそういうルールができていて、江東区の場合、墨田児相との間で
の連携についても比較的うまくいっているというふうに理解しております。

○委員 それと、この件について、これは情報開示の対象ということによろしいんでしょ
うか。

○関係職員 事柄が非常に高いプライバシーにかかわることですので、開示請求のあり方
にもよると思います。要するに、個別具体的なものの特定性があるような情報が欲しいと
いう開示請求があった場合は、一番徹底した処置の場合ですと、存否応答拒否ということ
で、そういう書類があるともないとも申し上げられないという回答ができます。

○委員 そうすると、情報開示の要求があった場合の対応については、内規のようなもの
がつくられているという理解でよろしいですか。

○関係職員 個人情報保護の制度は極めて精緻にできてございまして、そういうケースに
ついても、個人情報保護条例上の処置でご理解のいただける回答を出せるということです。

○委員 そういう仕組みに入っていればね、いつ何時だれかから問い合わせがあるかもし
れないという行政側の緊張感というんですかね、その責任感が維持されるんだろうと思
いまして、そこでちょっと確認をいたしました。ありがとうございました。わかりました。

○班長 そうしましたら、時間の関係もございまして、2番の地域・家庭における教育
力の向上のところ少しフォーカスしながら、この時間を使ってまいりたいというふうに
思います。

○委員 虐待の中で、育てにくい子どもというのが結構多かったりすると思うんですね。
また、保育園で育てられた子どもがいたりすると思いますが、例えば保育園の段階でちょ
っと発達障害のある子どもにはどんなかわり方をしているのか、ちょっとその辺が知り
たかった。

○関係職員 じゃあ、私から。保育園にいる未就学の子どもは、例えば障害がいつ出るか
というのがわからなかったり、月齢の関係で徐々に変わる。今、例えば年1回なんですけ
ど、それぞれの保育園のほうから、支援が必要だと思われるという形の書類を出してもら
って、それを巡回してどうするかというのをいろいろ判断していつているんですが、そこ

の中で一番多く見られるのは、やはりまだ親御さんが認めたくないと思っている場合です。ですから、親の承諾を得て保育園から出される数というのははっきりわかるんですけど、例えば個々で通院しているとか、東部療育センターの話というのは入ってくるんですけど、親が認めていない部分についてというのはなかなか見えてこないという状況があります。保育園から出てきたものを年1回、我々も見ますし、あと巡回指導の職員が毎月入って見えていますので、そういうような形で見ながら、そのこどもの成長に合わせた動きというのは把握しているというような状況です。

○委員 保育園以外に、何か指導するところがあるんですか。そういうこどもを特別に、保育園以外で指導する場所というのは。

○関係職員 江東区の中にはこども発達センターというのが塩浜にありまして、あとは扇橋のほうにも同じようにセンターがあるんですが、こちらで、いわゆる発達におくれのあるお子さんを療育する事業というのをやっております。なので、保育園あるいは幼稚園とかで、そのような発達の気になるお子さんがいれば、先程の療育機関につなげるような形もありますし、また保健所のほうでも、健診時に発覚して、専門機関のほうにつないだりとか、そういった仕組みはあります。

○委員 多分、保育園だけじゃなくてそういうところにきちんとつないでいかないと、やっぱりよくない。ただ、それはプライバシーで見えづらいんですね、その部分がどうも。何かしているかなというぐらいでよく見えないから、ちょっとその辺が気になっていました。

○委員 じゃあ、私のほうから取り組みの2番のところについてお尋ねしたいのですけれども、平成22年度の外部評価のところでは何点か指摘が報告されていまして、その1つに目的、対象、効果、担当部署がいろいろかかわっていらっしゃるんですけども、役割がいま一つ明確でないのというような指摘があったかというふうに思っております。このあたり、取り組み状況の、きょうご説明いただいた2番のところと対応するのであろうというふうに思うのですが、すみません、私の理解力が十分でなくて、この2番を文字で読んでも、いま一つ、それがどう整理されたのかというのがまだ十分理解するに至っていないものですから、ここのところを改めて、少しわかりやすくご説明いただけますでしょうか。

○関係職員 家庭教育学級の部分につきましてご説明申し上げますけれども、まず地域・家庭における教育力の向上に向けた取り組みについての役割でございますけれども、教育委員会が担っているところというのは、例えば核家族化ですね。それから先ほどの児童の

虐待ですとか、そういったもろもろのことが、家庭教育の力が不足していて、それによって生じているということがございますので、そういった意味合いで、その部分をどういうふうに支援をしていくかというところが、やはり中心になっていると考えられます。

教育基本法が平成18年に改正されて、自治体自体も家庭教育を支援するという位置づけがなされて、それに伴いまして、例えば子どもを健全に育てる、通常に早寝させるとか早起きさせるとか、あるいは食事をさせる、そういったこと自体ができない家庭がすごくふえている。それに伴って、私たちの家庭教育学級の中身についても、そういうところにシフトしてきました。

教育委員会のほうといたしましては、この部分を子どもたちの生活習慣あるいは発達段階に応じた親の接し方ですね、そうしたところを家庭教育学級の中で担っていくという役割をつとめている。

したがいまして、全体のこちらの地域・家庭における教育力の低下については、まず極端な話を言いますと、虐待についてはやはり相談システムを充実させる、一方で全体の底上げをするといった意味合いで家庭教育学級の充実を図っていく、そういった役割分担をしているということです。

- 委員 そのことと、指標の44番というのは関係していて、その家庭教育講座というのは、今、おっしゃった家庭教育事業と同じ。
- 関係職員 そうです。
- 委員 それが数字上改善して、今、23年度の実績で2,413人ということなのですが、これは、26年度の目標値との関係で言うとどのような状況でしょうか。
- 関係職員 この1万2,215という数字でございますけれども、括弧書きで平成20年度1,745という数字がございますけれども、目標値は20年度の実績の6倍となっています。こちらは、ここを基準にどのくらい参加者数を今後伸ばしていけるかということで指標をつくっています。
- 委員 さっき委員が指摘されたことに絡むんですけれども、要はこういう参加者数というデータというか数がふえていって、仮に1万なり1万2,000人来ましたと。6倍の根拠自体もちょっと知りたいなというふうに思うんですが、いずれにしてもその数がだんだんふえていったとして、それがさっきの親と子どもが安心して暮らしているということを支える教育力としてどう向上しているのかというのは、恐らく別途何かしら把握であったり、検証というものがあってしかるべきだというふうに思うのですが、そのあたりは、今後何

か着手というか取り組まれるようなお考え、方針みたいなものはございますか。

○関係職員 先ほどのこの指標、この施策の言うところの親と子が安心して暮らしているという状況を指標であらわすことはというお尋ねにお答え申し上げたんですけれども、この施策のつくりでございますが、施策については7という子育て家庭への支援での視点で大きな施策がございまして、それとこの11番の施策の関係を申しますと、こちらは特出しをした、いわゆる虐待への対応と、それからもっと網羅的な、教育からのアプローチで、地域・家庭における教育力というもっと包括的なところをまとめたという区分けがございまして。

そういたしますと、先ほどのご質問について、今時点で言うのであれば、ちょっと正解にはなり得ないんですけれども、例えば施策の7のところ、成果指標27番の子育てがしやすいと思う保護者の割合というのは、例えばこれは意向でございましてけれども、もっと包括的に見たところでは、これを見ていくのも一つかなと。そういたしますと、指標の数値は伸びている。

ただ、今、おっしゃるように地域・家庭の教育力自体を端的な数字でとるとというのは、この長期計画の成果指標では難しいということで、当初、これについては、アウトカムではないけれども、この施策に関する事業の事業数を指標として載せたんですけれども。

ただ、私どもの教育のアプローチとしては、要するに予防的、もしくは底上げするためのアプローチですので、これはやはり、先ほどの説明にもございましたけれども、この施策の、親と子どもが安心して暮らしているかというのは、意向調査、意識調査でいいのかどうかも含めて、もう少し考えさせていただかないと、端的な指標というのはいろいろ考えましたがなかなか難しい。

○委員 端的に何か数字で出せというつもりは毛頭なくて、例えば取り組み状況の3番のところでも、既存のものをいろいろと整理・見直しされたりですとか、それを発展的に新しい連携という形で進めているというところはよくわかるので。

ただ、こういう連携を広げたから教育力が上がるよねということではなくて、やはりそれを丁寧に、どういうニーズというか、ネットワークの広がりがある意味を持っているのかについては、単純にはないんですけれども、やはりきちんとワークをしながら区民の方々等に情報として積極的に出していく、積極的に意味を持たせていくことが重要ではないかなと思っております、質問させていただいた次第です。

○委員 すみません、ちょっと同じテーマの質問なんですが、指標の44の2,413という数字

なのですが、これは、講座の内容はこどもの発達段階別と書いているんですね。それから学校段階別の親も対象にしているということなので、延べ人数というよりも、それぞれのグループでの講座の回数と参加者数はわかるんですかね。

○関係職員 わかります。

○委員 1年間の回数と人数がわかればありがたいですけど。

○関係職員 まず回数なんですけれども、23年度につきましては15会場でやっておりまして、幼稚園が7ですね。それから保育園も7ですね。そして、小学校が1ということですね。

そういうことで、非常に細かいんですけれども、この参加者数の内訳でございますけれども、幼稚園ごとに、例えばみどり幼稚園であれば64とか、南陽幼稚園であれば190といったような形になっています。今、足し上げた数字は持っていないんですが。

○委員 今、ここでなくて結構なので、足し上げていただいて、差し支えない範囲で後ほどご提供いただくようなことでよろしいでしょうか。そういう感じでよろしいですか。

○委員 そうですね。要するに、今の段階では家庭教育講座というのが、小学校で1校ですけれども、主として小さいお子さんを抱えている家庭を対象に取り組んでいますよと。その結果がこの人数だという。幼稚園単位とか保育園単位ですから、その保護者さんを対象にして時間の余裕がある人は出てくださいと、こんな感じですかね。

○関係職員 内容といたしましては、教育委員会のほうは財政的な支援をやっているんです。企画運営については、PTAですとか父母の会が行っておりまして、どういった講師を呼ぶかということについて、父母の会ですとかPTAが企画いたしまして、そして教育委員会のほうが講師の情報提供ですとか、そういった部分を担っています。

○委員 幼稚園とか保育園にもPTAってあるんですか。

○関係職員 父母の会ですね。

○委員 わかりました。すみません。おおむねわかれば。

○班長 そうしましたら、時間を若干オーバーいたしましたけれども、施策の取り組み別にご質問をさせていただきました。

今回のヒアリングのフィードバックについては、外部評価シートにまとめまして、お戻しできればと考えておりますので、引き続きよろしく願いできればというふうに思います。

それでは、以上で施策の11番のヒアリングを終了させていただきたいと思います。どう

も、長い時間、ありがとうございました。

それでは、職員の方の入れかえがございますので、少々お待ちください。

(休 憩)

○班長 それでは、再開させていただきます。

関係職員の方の入れかえがございましたので、改めまして自己紹介させていただいてから、内容に入りたいというふうに思います。

まず、委員のほうから名前だけ紹介させていただきます。

私は、班長として進行を務めさせていただきます藤枝と申します。よろしくお願いいたします。

○牧瀬委員 牧瀬でございます。よろしくお願いいたします。

○山口委員 山口と申します。よろしくお願いいたします。

○坂井委員 坂井と申します。よろしくお願いいたします。

○班長 それでは、区側のほうで、お名前だけご紹介ください。

○健康部長 私、健康部長の浦山と申します。保健所長も兼務しております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○保健予防課長 健康部参事で、業務といたしましては保健予防課長と城東南部保健相談所長を兼務しております。

○健康推進課長 健康推進課長の中村でございます。

○生活衛生課長 生活衛生課長の白田です。よろしくお願いいたします。

○城東保健相談所長 城東保健相談所長の尾本です。よろしくお願いいたします。

○深川保健相談所長 深川保健相談所長の田中です。深川南部保健相談所長も兼務しております。

○歯科保健・医療連携担当課長 健康部歯科保健・医療連携担当の椎名です。よろしくお願いいたします。

○班長 なお、先ほどの班のところでも申し上げましたが、本日、傍聴の方が1名おいでになっていらっしゃると思いますので、あらかじめ御承知おきくださればと思います。

それでは、早速、内容のほうに入ってまいりたいというふうに思います。

この時間は、施策の24番、「保健・医療施策の充実」ということで、施策の現状と課題、それから今後の方向性につきましてご説明をお願いします。

○関係職員 それでは、施策24「保健・医療施策の充実」についてご説明申し上げます。

施策が目指す江東区の姿というのは、江東区民が、安全で質の高い保健・医療サービスを受けられる環境を整備することです。

施策を実現するための取り組みとしては、①保健・医療施設の整備・充実と連携の促進ということで、江東区は、区内に何か所か病院はあるんですが、大きな総合病院というのは順天堂江東高齢者病院と癌研有明病院というような、高齢者医療とがん医療に特化した病院で、いわゆる総合病院といったものが江東区内にないということが非常にネックとなっております。何らかの救急搬送は区外の墨東病院でありますとか中央区のほうの病院などに送られることがありますので、やはり区の中、特に人口の増加の激しい南部地域に総合病院の整備を図ることが、区としての最大の課題となっております。

そういうことで、その南部地域における総合病院の誘致を、健康部として、区としても最大の課題としてすすめておりますとともに、また保健相談所の充実・拡充ということで、これは本年度、住民増に伴って、深川南部保健相談所に保健師1名の増を行っております。ここは検査室も併設されておりますが、東日本大震災に伴う放射能検査など、検査の拡充なども行っています。

また医療に関しては、病院の整備だけではなく、区内の医師会という一次医療機関と二次医療機関との医療連携ということが非常に大事であると思っておりますので、医療連携があれば、医療サービスがより充実した形、より機能した形で行われますので、ことしは歯科保健課長に医療連携もあわせて行っていただくというふうに体制的にも強化を行いまして、病院ができる前から周産期とか小児とか災害医療などについて、医療連携の試みを行おうと思っております。

次に、②母子保健の充実でございますが、これはもう、母子保健というのは母子保健法が制定されてからずっと行ってきておるものでございますが、最初はお子さん、赤ちゃんの病気を発見するといったことが主体でしたが、最近、むしろ子育てや何かの世帯へさまざまな行政情報を与えるなど、支援が非常に重要な仕事となってきています。その中で、最近やはり核家族化が非常に進んできておりますので、新生児訪問などを確実に行うことによって、最初にまず訪問することによって、産後の妊婦が孤立していないとか、どんな問題があるかといったものをきちんとそれを見極めて、ちゃんとした専門相談につなげるとか、母子の孤立防止へ向けた相談体制の充実でありますとか、妊娠から一貫した母子保健施策を推進しております。

また虐待に関しましても、先ほどの施策の中にもありましたが、母子保健を行っている

健康部と、実際に虐待対応、子ども家庭支援センターなどの運営を行っていることも未来部とかなり連携は進んでおりまして、個々の事例に関してのケース検討会議などは、子育て支援、それから現実に母子保健を行っている各保健相談所の担当保健師及び児童相談所の職員などが入って頻回に行われているところであります。

では、次に施策に影響を及ぼす環境変化で、5年前から現在までですが、南部地域、特に豊洲・有明地区ではマンション建設などに伴い、非常に人口が急増しております。また、全国的な傾向として、産科医、小児科医が不足しております。

区内における分娩可能な有床診療所は4カ所しかなく、またハイリスク出産等に対応できる病院は現時点ではありません。区部7つの二次医療圏というのは、医療圏ごとに病院は整備されておりますが、特に区東部というのは23区の医療圏の中でも医療体制があまりよくないところではあります。

また歯科保健事業の一環として、平成21年より8020達成者表彰を開始したところであります。

それから平成21年から、乳児健診と一緒にBCGを接種していたんですが、これを個別接種にして2日制を1日制にして、そのかわり回数をふやすということで、対象者の増にも対応できるよう、もっと受診しやすい体制に整備しています。

それから、平成23年度から妊婦健診におけるHTLV-1抗体検査の助成を開始しているところであります。

今後の予測でございますが、将来、(仮称)昭和大学新豊洲病院が開設されて地域医療連携がうまくいけば、区内の妊婦全員が区内で分娩というのは不可能なんですが、いわゆるハイリスク妊婦への対応などはよりスムーズになると思われまして、小児の一次救急から二次救急への搬送なども、搬送場所が確保されますので、これまでは区外の医療機関に頼っていたのが区内である程度、二次救急医療が確保できるのではないかと思います。

母子保健に関しましては、今後も効率的に、かつ子育て世帯に対する支援を持続していく必要があると考えております。

施策に関する区民要望・ニーズの変化ですが、やはり周産期や小児医療体制の整備が求められておりますし、また相談できる窓口ですね。医療その他に関して、これらが求められております。

今後5年の予測としましては、新病院開設に伴って、医療窓口寄せられる相談内容の多様化が予測されるところであります。

次の右側のほうに移らせてもらいます。施策実現に関する指標としては、安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合を1つの指標として使わせていただきました。一応、現状としては67%台ですが、目標としては70%としております。

次に、乳児（4か月児）健診の受診率ですが、近年、少し下がっておりますのは、必ずしも保健相談所での乳児健診だけではなく、一部の病院で乳児健診などをやっていたら、そういう病院での健診を選ばれる住民がふえてきているということもありますので、実態としては恐らく96～97%、乳児健診率は変わっていないのではないかと思います。この数%部分は、いわゆるウェルベビークリニック、聖路加病院なんかがやっている、そういうところに流れているのではないかと考えております。

施策コストの状況としては、ごらんになったとおりでございます。

一次評価、6番でございますが、施策における現状と課題でございますが、総合病院の整備は順調に進んでおりまして、港湾局でありますとか、地元住民、教育委員会その他と調整しております。また平成22年に病院整備運営協議会を設置しておりまして、医師会や薬剤師会、歯科医師会、当然、昭和大学も当事者として入っております、それから地元の住民などの意見もその中で、意見を吸い上げて新病院設立につなげるということを行っております。

今年度は、地下の工事が大体終わっておりまして、7月から躯体、地上部分の工事が始まるところであります。整備費の補助に関しては、3カ年で最大75億円の費用ということで、去年はもう25億円を支出しておりまして、今年度も25億円を支出する予定でございます。

次に乳児健診ですが、これは育児支援や児童虐待の早期発見の場としても機能しておりまして、核家族社会において乳児健診というのは、その果たす役割は大きいと思っております。

また、新生児・産婦訪問指導ですが、これは新生児というのは生後28日以内という定義がありますので、事業概要に新生児の訪問の数が大体4,000件と載っておりますが、生後28日以降に行った数も加えると、例えば2人目、3人目ということで、訪問は要らないよというお母さんもいますので、大体、ほぼ必要なところには訪問が行けていると思っております。行けていないところもあるかもしれませんが、基本的には希望するところにはほぼ100%行っております。その中で、一応、エジンバラ産後うつ質問票などで、妊婦の心の問題などもきちんと把握するようにしておりまして、お子さんがちゃんと順調に育ってい

るかということも、そこできちんと見ているというところがございます。

次に、今後、5年間の施策の取り組みの方向性ですが、今後5年間で総合病院の整備を行うとともに、これができ上がった後には、地域医療連携をすすめ、医療機能が非常にうまく働くように取り組むことを方向性としては考えております。

それから、南部地域の人口増加に対応して、深川南部保健相談所の役割というのが非常に大きくなってきますので、この事業を効率的に運営していくということが必要だと思います。

ちょっとつけ足しなんですけど、江東区は、東日本大震災の被災・避難民が23区の中で一番多くおまして、約1,500名が避難しておまして、そのうちの1,300名が東雲にある国家公務員住宅に来ております。そうすると、管轄保健相談所が深川南部保健相談所ということで、一昨年からは深川南部保健相談所が週1回、東雲住宅で健康相談事業というのをやっておりますし、また東雲住宅の必要な家庭への保健師さんの訪問などもやっております。深川南部保健相談所が、現在、仕事が非常にきついという状況ではあります。それについては、保健師を増員したり、あとは雇い上げの保健師の活用をしたりということで、現在は対応しているところであります。

妊娠から出産・育児と一貫した母子保健施策を推進していくために、検診結果の効率的な活用とか、子育て支援や産後うつ対策、児童虐待予防対策などに今後も取り組んでいくつもりでございます。

次に、行政評価（二次評価）への取り組み状況でございますが、平成22年度としては、南部地域における総合病院の整備について関係部と緊密に連携しながら事業を進めました。

母子保健施策に関しても、疾病の早期発見や児童虐待予防などに取り組んできました。

平成23年、昨年は、引き続き病院整備を進めてまいりました。母子保健施策に関しても同じでございます。右側のこれまでの取り組み状況として総合病院の整備ですね。これをずっと行ってきたところであります。

母子保健施策に関しましては、施策11でお話があったように、実務者会議、ケース会議などを定期的にもやっておりますし、個々の事例に応じて柔軟に開いております。

また各保健相談所で専門家を交えた地区母子連絡会、またその全体の母子連絡会なども行っているところであります。

私の説明は、簡単ですが以上でございます。

○班長　　どうもありがとうございました。

それでは、全体の時間のフレームもございますので、すすめてまいりたいというふうに思います。

施策の取り組みは大きく分けて2つで、ご説明いただきました施設的な整備とそれに伴う連携促進ということと、あとは母子保健の充実、この2つになりますが、まず、一応、形式的にこの2つの取り組みそれぞれについてという形で、若干混ざったりするかもしれませんが、そういう進め方でいければというふうに思います。

まずは1番目のほうなんですけれども、保健・医療施設の整備・充実と連携の促進ということで、こちらについて委員のほうからご質問があればお願いします。

○委員 順天堂大学の高齢者医療センターってありますね。そこに母をよく連れていったんですが、お医者さんの回転が早い。本院がお茶の水にありますよね。そうすると、結構本院に戻っちゃったりとかが多いことがちょっと気になって、ちょっと安心感がなかったんですね。先生が異動しちゃうんですよ。その辺の動きというのは、しょうがないんでしょうか。先生の動き、安心感がないと感じたんですが。

○関係職員 順天堂大学は順天堂江東高齢者医療センターだけではなくて、順天堂練馬病院、それから本院、それから浦安病院と幾つか病院がありますので、その中でさまざまなローテーションがございますし、また医師自身が大学をやめて民間病院に就職したりとか、開業するというございますので、そういうことに伴うシフトがある程度はあるのは仕方がないのかなとは思っております。

ただ、順天堂の江東高齢者医療センターに関しましては、「医療連携室だより」というのを必ず出しております、そこには、一応、新任医師の紹介というのを、今度はこのようい医者 came というようなことを、一応、通院していらっしゃる方、その他の方にもお知らせしているようございます。私も、定期的にその「医療連携室だより」というのをもらっております。

○委員 あともう1個聞きたいんですが、お産に関して、病院のお産は寝た状態で行いますね。昔は立ったり座ったり、昔のお産婆さんのお産みたいにもっと自然で、今の病院のお産のような状況ではなかったと思うんです。割と自然なお産というのかな、もう少し自由なお産。病院というのは、安全を重視して本当に寝ている状態で産むお産ですよ。

○関係職員 最近、必ずしもそうではなくって……。

○委員 何かそれが変わってるって聞いているんです。

○関係職員 何と言うんですか、全く寝て陣痛に耐えてというのではなくて、むしろ産道

がスムーズにおりてくるように、こう座った形で開脚して産道がうまく開いてお子さんが下のほうにおりてくるというような形の分娩設備などがあるようで、昭和大の新豊洲病院なども、そういうようなことも考えているようです。分娩室に関しては。

○委員 多分、その辺が変わったほうが、お産が軽いほうが、お産でちょっと疲れちゃったりすると余計産後うつになったりとか、スタートが悪いような感じが見えるんで、その辺のお産の取り組みって必要なのかなとちょっと思ったんです。

○関係職員 新病院の出産については、事業者に聞くと、病室で出産して、そのままそこに母子ともにいられるというようなことも考えているようであります。つまり、デリバリアルーム兼病室みたいな形、出産室兼病室みたいな形ですか。

○委員 立ち会い出産もふえていると。

○関係職員 はい。ですから、多分、そういうようなことも考えてだと思いますが、最近では、非常にそういう父親の立ち会いが、当然、母親が求めるとかいろいろ状況ができていますので、昔のように手術室に入れられちゃって、手術台で出産するというような感じでは、だんだんなくなってきているのかなとは思っております。

○委員 聞いたところでは、父親が立ち会いをすると父親の意識が変わる、こどもの子育てにかかわる意識が違ふとかちょっと聞いたので。興味を持って。

○関係職員 江東区では、出産できる医療機関としては4カ所しかないんですが、出産場所としては助産院などもございまして、そういうところでは、多分、委員のご希望に沿うような出産などもできるかと思えます。

○班長 施策全体の話となるべく結びつけて質問していただければと思います。でも、そういう先ほどおっしゃられた妊娠・出産のところは、課題としてもご説明いただいているところではあるので、そういう意味では関連があるかと思うんですが。

○委員 1つコメントと質問なんですけれども、まずコメントなんですけれども、この4の87、いわゆる施策実現に関する指標という、これがかなり微妙というか、「安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合」と書いてあるんですけれども、これ、素人考えですと、安心して受診できる医療機関が江戸川区にもあるかもしれないですよ。とりあえず近隣の場合はね。「江東区にある」と書いていないので、区外かもしれないですよ。そう考えると、ある意味ずるいなと。近隣に、ああ、墨田区にあるな、○かもしれないですよ。だから、もしかしたら若干改善したほうがいいのかと思ったのと、あともう1点、この「安心して受診できる医療機関が身近にあると思う」ですから、勝手に

あると思っていて実はないみたいな場合も考えられます。先ほどの話だと、高齢者医療とがん医療に関する、特化的な大きなものはあるけれども、全般的にはまだまだ低いということだったので。そういうことを考えると、ちょっとその辺の指標設定というのは、回答する側からしてみるとちょっと微妙なので、改良の余地があるのかなと。これはコメントになります。

もう1点、これはお聞きしたい点なんですけれども、1番の施策が目指す江東区の姿という部分なんですけど、2つ書かれていて、「安全で安心かつ質の高い医療体制を確保するとともに」ですよね。これは1つ目。あと云々あって、何々に応じた保健・医療サービスが受けられる環境が整備されています。そこで、環境整備と医療体制の確保なんですけれども、これは多分両方とも手段だと思うんですよね。これらをすることによって、どういうことを目指したいのかという部分がちょっとアバウトなので。多分、医療体制の確保って目的じゃないと思うんですよね。医療体制を確保して何かを実現したいわけですよね。医療サービスの受けられる環境の整備も、これも多分手段であって、その上に目的があるわけですよね。

ほかのところは、結構、手段があって目的、あるいは目的だけだったりするんですけれども、この部分は手段、手段で来ちゃっているんで、そうすると、その先にあるこの保健医療施策の充実の目指すべき姿というか、どういうことを担当としてイメージしているのかという。それがあった上でのこの手段になってくると思いますので、それをお聞かせ願えればなと思います。

○関係職員 安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合というのは、これは非常に悩ましいというか、つまり、東京都内には医療機関が非常にたくさんあって、かつ公共交通機関もあるので、いわゆる県型の医療圏と違って、区民の受療行動というのが必ずしも区内で完結するわけじゃなくて、調査すると半分ぐらいは区外に行っているんですね。ですから、基本的には二次医療圏ごとの医療整備を目指しているんですけれども、実際には、江東区民の方が港区の病院に通ったりするということは、正直言ってあることではあります。

ただ、やはりそうは言っても、緊急のときに港区とか、もっとずっと遠くまで行けるかと考えると、例えば5分とか10分以内に二次医療機関に着ければそれにこしたことはないわけですね。ですから、やはりそういう意味では区内に、ある程度、医療体制が整備される必要があるのかなとは思っております。

ただ、自分で自由に行きたい病院を選べるというのは、日本の健康保険制度の非常にいい面だと思うんですね、医療アクセスに対してフリーだということも。区民の受療行動として区外の病院を選ぶ自由がありますので、その中で安心して受診できる医療機関が身近にあると思っていただければ、それはそれでいいのかなとは思っております。

結局、こういう手段、ツールを持って目指しているのは、すみません、今回、この中の参考資料の中に入っていないんですが、我々健康部の計画として、江東健康プラン21というものを持っております。21世紀における江東区の健康プランでございますね。それで目指しているのは、はっきり目指しているのは江東区民の健康寿命の延長でございます。

こういう医療体制の整備でありますとか母子保健の充実ということによって、区民の健康寿命が伸びること、これが、我々が目指していることです。現状、江東区は、正直言って23区の中で健康寿命の順位は決して高くはありません。23区中19位か20位か、残念なこととにかくそのぐらいなんです。

○委員　これが一番の大きなことですね。健康寿命の延長というのが。

○関係職員　そうです。こういう医療施設などを誘致すること、区民がすぐに病院で受診できることがやはり健康寿命の延長に寄与することになりますし、母子保健の充実といったことで、乳幼児死亡とか周産期死亡を減らすということも、やはり健康寿命の延長につながるかと考えております。

○委員　1つずつというか、上から順番ですみません。

2の①で、「保健相談所の拡充を図ります」と書いてあるので、具体的にどういうふうにするのかというのを教えていただきたい。

○関係職員　基本的には、現在のところ、先ほども言いましたように、保健師などは人員増を図っているところであります。保健師数は大体人口1万に1人ぐらいいるといい保健師活動ができると言われておりますので、江東区も大体それに沿った形で、現在、保健相談所に48人配置しています。そのほかに保健予防課に2名、それから健康推進課に2名という形で、全部で52人ですから、人口1万に1人を満たすぐらいはおります。

そういう形で、人員の拡充でありますとか、それから効率的な事業の運営ということを行っていきたいと思います。

ただ、今後の人口増が、5年ぐらい先までは読めるんですが、10年、20年後になると少子高齢化がどう影響してくるかというのがわからない。また区としても、豊洲地区は大体開発計画が見えてきているんですが、有明地区もありますので、そのときにまたどうなる

かということは、やはり5年後にもう一度見直さなきゃいけないかなとは思っています。そんなに長いスパンでは、この計画としては絵にかいたもちになってしまうので、そのとき、そのとき修正が必要ではないかと思っております。

○委員 続けてもいいですか。次に、ハイリスク出産に対応する病院は存在しないという、非常に刺激的な表現だとは思いますが、これは先ほどの昭和大学の病院ができると、そういうところは改善されるか、またそこが稼働するのは平成26年ですが、26年までは何もしないのかと。あるいは、何か考えているのかとか、ここはやはり個別の対応をすとか、そういうところについてはどうでしょうか。

○関係職員 では、その点につきましては、私のほうからご説明させていただきます。

今現在、区東部ブロックといいますけれども、江東区、墨田区、江戸川区、この3区の中では周産期の医療ネットワークができています。その中核となっているのが、都立墨東病院。

ほぼそこにリスクの高い妊婦さんが集中する形で出産をしていて、今現在、外来ご紹介の患者さんの5割以上が江東区の方ということで、非常に江東区の妊婦の方が多い状況です。

○委員 そうですか。わかりました。そうすると、区民からすれば他区ではあるけれども、近間に、ネットワークの中に墨東さんがあるから安心だという。

○関係職員 今のところという形で。

○委員 そうすると、新病院ができるまではとりあえず安心。できたらさらに安心、そういうとらえでよろしいですかね。

それから、ちょっと私の近間なんですけれども、深川南部保健相談所なんですけど、ここを拡充ということですが、場所はそのままということですかね。というのは、場所は、南部といっても豊洲、東雲とは相当場所が違います。不便ですよ。そこも含めて、時の流れで、将来の中心の豊洲の方面に保健所が移るのか、あるいは増設するのかとか、その辺の考えというのはあるんでしょうか。

○関係職員 それは、5年後、有明地区にどのぐらい人が来るか、乳幼児などがいる世代がどのぐらいいるかということとか、そういうことを勘案しないと何とも言えないところではあります。

確かに、ちょっと豊洲の中心ではないんですが、現在深川南部保健相談所がどのぐらいの広さがあるかといいますと……。

○委員 狭いです。

○関係職員 いやいや、そんなことはないです。深川南部保健相談所自体が建築延床面積として2,077平米なんです。ですから、これだけの場所、しかも試験検査室もございまして、試験検査室というのは特殊な仕様が必要でございますので、これを確保するというのが実は非常に難しいという事情もありまして、なかなかこれを気軽には動かせない。つまり、動かすにはそれだけの場所及び設備を確保しなきゃいけないということがありまして、ちょっとそこはなかなか難しい。現時点ではですね。

○委員 この施策について、22年度の外部評価委員会による評価では、施策全体の推進というものに対してポジティブな評価というものが結構多かった。要は、私なりに理解をすると、やはりさまざまな医療・保健の問題が、ここに示されるようにある中で、今回、昭和大学の総合病院が新設されるということを大きなきっかけとして、一次医療とのネットワークですとか、あと保健施策等々とのつながりというのもつくって、さっき委員からご質問があってお答えもいただいた、最終的には健康寿命の延長という部分につなげていきたいということであったんですけども。

そういうふうと考えていくと、やっぱり今回の総合病院の整備という部分は、物理的にも非常に大きな話なんですけれども、そういう施策を実際に転がしていくという意味でも非常に大きなところであるというふう考えたときに、その新病院の整備というところに区としてどういうふうにかかわるのか、役割としてどうかかわるのかというところは非常に重要なポイントだというふうに思うんです。

22年度のときの外部評価シートを見ると、単に補助金を投じて公的医療を部分的に負担してもらおうというような関係にとどまらない、協働を志向してほしいというようなコメントも残ったりしておるんですが、これについて、(仮称)昭和大学新豊洲病院の整備運営協議会というものについて先ほどご説明いただいたんですけども、こういった部分に江東区さんとして、今、どのようなかわりを持たれているのか、あるいは持たれようとして持っているのかというあたりを、少し私が申し上げたような文脈と若干関連づけながらご説明いただければ、より理解が深まるかなというふうに思いますので、そのあたりをお願いできればと思います。

○関係職員 平成22年のときの評価をベースに、冒頭の説明にもございましたが、今年度、専管の組織をつくって健康部としても取り組んでおります。その具体的内容といいますのは、先ほどございました協議会の中で協議をしていくというルールがございますが、これ

は全体が集まる協議会でありますので、先ほど言いました女性とこどもに優しい周産期や小児に関しての具体的な検討組織をつくっていかうということで、先日も江東区医師会とお話をしまして、地域医療連携の方策について検討組織をつくるということが、まず具体的なスタートだと思っております。

○委員 この協議会とは別に。

○関係職員 はい。協議会の中につくる方向で、調整をしているところです。

もう1点、今回のシートにも書いてございますが、庁内の連携も当然必要だということで、庁内に病院整備推進本部という組織がございまして、先日、その中でこのシートにも書いてございますが、庁内の連携についてお話をしまして、実際のところ、妊娠から出産育児、子育て分野での「医療・保健・福祉」の連携について、庁内でやっていきたいと思いますということで了解をとりましたので、庁内につきましても、子育ての部分とどうかかわるのかということについてもベースをつくりますので、そうしたものがあって初めて協議会の具体的な検討にも入れるということで、行政側の検討と、実際の地域医療連携の組織、この両方、二本立てで健康部としては取り組んでいくということで、前回、22年度の評価にありましたことについて取り組んでいます。また、この中で区民の協働も、当然、課題によっては考えてございます。アンケートをとったりいろいろな形を検討して、その準備に今、取りかかっている最中でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員 その協議会ですとか庁内の連携という部分としては、確認的になるんですけども、狭い意味での医療という部分だけではなくて、保健の部分であったり、あるいは児童虐待予防施策なども網羅的にという。

○関係職員 はい。

○委員 わかりました。

○委員 いいですか。

○班長 はい。

○委員 健康推進について、こどもが少し弱くなっちゃっているんじゃないとか、こどもたちの体験学習みたいなのが必要と、今、すごく言われていますが、そういうふうな部分ではかわりは。

○関係職員 それは、申しわけないんですが教育委員会。

○委員 そっちのほうは関係ないんですね。

○関係職員 はい。

母子保健という、主には3歳児以下のお子さんでございます。

○委員 私のほうから個別の質問で申しわけないんですが、これも22年度からのフォローアップ的なところでお尋ねしたいんですけども、先ほどご説明があった新生児訪問指導について、前回の2年前の評価のときに、訪問指導事業自体は非常に高く評価をしていて、その一方でさらなる効果というところで、その後の世帯に対するフォローアップみたいなところについて、人数把握等々に努めるべきであるというような指摘があったんですけども、そのあたりというのは、この2年間で何か検討されたりという話はございますか。

○関係職員 基本的には、新生児の訪問のときに行うエジンバラ産後うつスケールというので、大体、うつ傾向があるかというのをある程度洗い出します。そうすると、大体15%から10%ぐらいがひっかかると言われています。そういうハイリスクと考えられた方には、その後も、例えば電話とか再度訪問するとか、どういうリスクがあるかを洗い出して、ずっと見守るといような態勢を続けています。

○関係職員 補足をさせていただきます。

訪問につきましては、相談所の保健師が行うものと、それから地域の助産師の方々に協力をいただいて行う2つの方法をとっております。どういうふうな役割分担をしているかといいますと、ある程度、リスクがなさそうだとされるものは、まず助産師さんをお願いをしています。妊娠届が出たあたりでリスクがありそうだと、例えば若年の妊娠だとか、あと高齢の妊娠であるとか、前の妊娠・出産・子育ての中で問題のあった妊娠であるとかというのは、先にピックアップをしまして、そこは保健師が訪問するという区分けをしています。

あとは、先ほどありましたフォローアップにつきましては、助産師さんをお願いしたケースでも、行ってみたら見込みと違って何かのリスクがありそうということになりますと、訪問した助産師と地区担当の保健師の連携を強めるように、特にここ1年ほどは力を入れております。そこで申し送りをして、そうしたケースについては地区担当の保健師のほうで非常にきめ細かくフォローアップするというやり方をとっております。

○班長 よろしいですか。

○委員 申しわけないです。ちょっと救急体制についてお伺いしたいんですけど、私も実際にあるんですけど、救急車が来て昭和大学病院といたら病院が受け付けないという。いろいろ行って最後は聖路加病院が受けてくれたんだけど、救急車の運転手さん方に聞くと、最後、みんな頼りは聖路加と言っているんですけども、新病院ができると、そこが

聖路加のかわりになりますかね。その辺の事前の交渉といたしますか、方向性というのはどうなんですか。

○関係職員 基本的には、やはり空きベッドがあるかということが基本になると思うんですね。ただ、例えば周産期とか小児なんかで医療連携ができていれば、お互いに話し合うことによって、割と柔軟に、例えば今は満床だけれどもどうにか、例えばNICUにいるこどもをGCUのほうに、比較的、リスクの少ない場合、こどもに限らず移すとかして、例えばICUとか何かのところに空きベッドをつくりましょうとかいうことを協議することができるようになると思います。これまでは区内にありませんでしたので、もう何かあると墨東病院か聖路加病院か、それがだめだったらもっと遠くに搬送するかしかなかったんですが、もう一つの大きな選択肢ができるということでは、非常に期待しているところです。

○班長 ありがとうございます。

本日伺ったお話を受けて各委員のコメントを取りまとめましてフィードバックさせていただきたいというふうに思いますけれども、今回の総合病院の整備を通じて、非常に高度な医療体制の整備と、あるいはこれをきっかけにして、繰り返しになりますけれども地域一次医療等々のネットワークというのができていくことで、大きく動いていく施策だというふうに思いますので、引き続き推進をぜひお願いしたいと思います。詳細は、シートの方でコメントさせていただきたいと思います。

それでは、ちょっと時間を超過しまして恐縮でございますが、ただいまをもちまして施策24番のヒアリングを終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(関係職員退席)

○事務局 では、最後に事務局からよろしいでしょうか。

○班長 お願いいたします。

○事務局 では、2点申し上げます。

まず1点でございますけれども、午前中に申し上げた点の繰り返しになるんですが、外部評価シートの作成をよろしくお願いしたいと思います。7月11日までということでございます。

次に、席上に配付しております謝礼金の請求書でございますけれども、住所・氏名をご確認いただきまして、ご印鑑を押印していただければというふうに思います。押印いただ

けましたら、そのまま席上に置いておいていただければと存じます。

以上でございます。

○班長 長い時間、お疲れさまでした。

以上を持ちまして第2班のヒアリング、本日の分は終了ということになります。

次回、ここの委員の皆様にお集まりいただく日時ですが、外部評価委員会は都合第6回目ということで、8月15日の水曜日、あらかじめお知らせがあるかと思えますけれども、8月15日、水曜日になりますので、また開催通知は、後日、事務局のほうから届くと思いますが、ご予定くださいますようよろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

午後3時50分 閉会

— 了 —